

## 議会運営委員会の概要

### 1 2月定例会追加提出案件の概要について

- ・総務部長から、資料「令和5年2月定例会追加提出案件」により説明があり、続いて、県土整備部長から、資料「『一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋橋梁上部工工事請負契約』に係る債務負担行為の設定について」により説明があり、了承された。

### 2 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会発議の意見書（案）について

- ・政策調査室長から、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会から発議される意見書案については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う影響に対する万全な対応等を求める意見書（案）」の1件となっている旨の説明があり、了承された。

### 3 3特別委員会発議の意見書（案）について

- ・政策調査室長から、3特別委員会から発議される意見書案については、「空き家の発生抑制と利活用の促進を求める意見書（案）」など3件となっている旨の説明があり、了承された。

### 4 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の審査調査の終了について

- ・政策調査室長から、3月13日の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会において審査調査の終了を決定した旨の報告があり、了承された。

### 5 3特別委員会の審査調査の終了について

- ・政策調査室長から、3月14日の3特別委員会において審査調査の終了を決定した旨の報告があり、了承された。

### 6 討論の通告について

- ・議事調査課長から、資料「発言通告書」のとおり、渡辺議員より請願23号の継続審査に対して反対討論を行いたい旨の通告があったことが報告され、協議の結果、討論時間については、3分以内と決定された。

### 7 議事日程第7号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により、本日の日程について説明があり、了承された。

### 8 本日の常任委員会の出席要求対象者について

- ・議事調査課長から、本日の本会議終了後に開催される常任委員会における執行部の出

席者については、関係者のみとしてはどうかとの説明があり、了承された。

**9 山形県議会デジタル化推進会議の検討結果報告書について**

**10 山形県議会議会機能強化検討会議の検討結果報告書について**

**11 令和4年度山形県議会広報・広聴委員会の報告書について**

- ・坂本議長から、デジタル化推進会議、議会機能強化検討会議及び広報・広聴委員会から、それぞれ報告書の提出があった旨の報告があった。

**12 令和4年度議会政策提言について**

- ・坂本議長から、今年度の議会政策提言については3月10日の政策提言会議で決定され、本日の本会議終了後、議場において知事に手交する旨の報告があり、了承された。

**13 その他**

**(1) トルコ共和国への支援金について**

- ・坂本議長から、3月8日の議会運営委員会で決定されたトルコ共和国への支援金について、3月9日に同国大使館に送金した旨の報告があった。

**14 次回議運開催日時**

3月16日（木）午前10時

**15 本日の開議時刻**

- ・本日の本会議の開議時刻は、午後1時と決定された。

# 議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和5年3月15日（水）

午前 10 時

- 1 2月定例会追加提出案件の概要について
- 2 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会発議の意見書（案）について
- 3 3特別委員会発議の意見書（案）について
- 4 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の審査調査の終了について
- 5 3特別委員会の審査調査の終了について
- 6 討論の通告について
- 7 議事日程第7号について
- 8 本日の常任委員会の出席要求対象者について
- 9 山形県議会デジタル化推進会議の検討結果報告書について
- 10 山形県議会議会機能強化検討会議の検討結果報告書について
- 11 令和4年度山形県議会広報・広聴委員会の報告書について
- 12 令和4年度議会政策提言について
- 13 その他
- 14 次回議運開催日時  
3月16日（木）午前10時
- 15 本日の開議時刻

## 令和5年2月定例会追加提出案件

### 1 令和4年度案件 2件

#### (1) 令和4年度山形県一般会計補正予算(第8号)

繰越明許費の補正	追加	15,523,546千円
	変更	9,367,684千円
		<hr/>
	合計	24,891,230千円

【参考】繰越明許費補正後累計 80,323,459千円

#### (2) 令和4年度山形県土地取得事業特別会計補正予算(第3号)

繰越明許費の設定 3,541千円

【参考】繰越明許費補正後累計(一般会計と特別会計の合計額)

80,327,000千円

### 2 令和5年度案件 1件

#### (1) 令和5年度山形県一般会計補正予算(第1号)

債務負担行為の補正 追加 1件

一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋

橋梁上部工工事請負契約

## 「一般県道余目松山線 道路施設長寿命化対策事業 庄内橋 橋梁上部工工事請負契約」に係る債務負担行為の設定について

令和4年6月定例会において債務負担行為を御可決いただき、令和4年12月定例会において請負契約の締結を御可決いただいた「一般県道余目松山線 道路施設長寿命化対策事業 庄内橋 桁製作架設工事請負契約」について、予定価格の積算に誤りがありましたことから、3月9日付けで契約を解除させていただきました。

つきましては、改めて入札手続きをやり直したいと考えていることから、今2月定例会において新たに債務負担行為を設定させていただきたいと考えております。

このたびの事態を受け、再発防止に努めますとともに、改めて、確実に適正な事務の執行に万全を期してまいります。

### 1 債務負担行為の内容

- (1) 事項 一般県道余目松山線 道路施設長寿命化対策事業  
庄内橋 橋梁上部工工事請負契約
- (2) 期間 令和5年度から令和8年度まで
- (3) 限度額 3,000,000千円

### 2 契約を解除した工事

令和4年12月定例会議案 議第145号(12月20日可決)

「一般県道余目松山線 道路施設長寿命化対策事業 庄内橋 桁製作架設工事請負契約の締結について」

- (1) 工事名 一般県道余目松山線 道路施設長寿命化対策事業  
庄内橋 桁製作架設工事
- (2) 工事の場所 東田川郡庄内町<sup>ひさげこうや</sup>提興屋外 地内
- (3) 工事の概要 橋長465.4m、桁製作架設2,007.6t
- (4) 工期 令和8年3月31日まで
- (5) 請負契約額 2,370,874,000円(税込み)
- (6) 契約の相手方 宮城県仙台市青葉区本町一丁目1番1号  
I H I インフラシステム・瀧上工業特定建設工事共同企業体  
代表者 宮城県仙台市青葉区本町一丁目1番1号  
株式会社I H I インフラシステム東北営業所  
所長 河野 朗  
構成員 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目8番15号  
瀧上工業株式会社仙台営業所  
所長 藤川 裕之

#### (7) 契約解除の理由

契約締結後、設計書を再チェックしたところ、予定価格の積算に誤りが確認されたことから、発注手続きの適正性を欠くことになるものと判断したため。

意見書(案)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う影響に  
対する万全な対応等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数については、全国的に減少傾向にあるものの今なお新たな感染者が日々確認されている。また、コロナ禍により多くの方々を受け打撃から未だ回復の途上にあり、その影響は多方面で色濃く残っている。

国においては、専門家の議論を踏まえ、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)の5類感染症に位置付けを変更することを決定し、これまで講じてきた各種の施策・措置について見直しを行うこととしている。

新型コロナウイルス感染症対策が大きな転換点を迎える中、今後も継続的な感染者の発生が想定されることから、住民の不安を払拭するため、医療費やワクチン接種に係る負担のあり方や医療提供体制の確保、相談体制等について十分な準備期間を設けた上で仕組みの再構築を進めていく必要がある。併せて、長期にわたるコロナ禍で疲弊した地域経済の早急な復興・再生に向けた取組みを加速化させていくことが不可欠である。

よって、国においては、感染症法上の位置付けの変更に伴う住民や保健・医療の現場の不安を払拭し、地域経済の立て直しを図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 医療費については、他の疾病における費用負担との公平性等を踏まえつつ一定の公費負担を継続するなど、新型コロナウイルス感染症患者等がためらわず必要な医療を受けられるよう対策を講じること。
- 2 新型コロナウイルス感染症患者等の診療や入院の受入れに慎重になる医療機関が出てくることも想定されることから、医療機関における感染防御対策を具体的に提示するなど受入医療機関の拡大が図られるよう努めること。また、患者の受入体制が整備されるまでに一定の期間を要すると見込まれることから、現在の医療提供体制を維持するため、国による病床確保料等の支援を当面継続すること。
- 3 陽性者の体調悪化時等における相談機能は当面必要であることから、都道府県において相談体制を維持するため、全額国費による財政措置を継続すること。
- 4 ワクチン接種体制の構築には十分な準備期間が必要となることから、今後の具体的な接種計画を早急に示すとともに、接種体制の確保に要する経費については地方負担が生じないように、これまでどおり全額国費による財政措置を継続すること。
- 5 コロナ禍以降、エネルギー価格や物価の高騰、円安などにより地域経済は甚大な影響を被っていることから、全国旅行支援をはじめとする国による経済支援施策を当面継続するとともに、感染症法上の位置付けの変更後も都道府県が新型コロナウイルス感染症対策を含めた施策を総合的かつ機動的に講じられるよう、地方創生臨時交付金の確保をはじめとする財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣

総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣（経済再生担当）  
内閣官房長官

あて

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員長  
森谷 仙一郎

意見書(案)

空き家の発生抑制と利活用の促進を求める意見書

近年、少子高齢化を伴う人口減少や家族構成の変化等により空き家が年々増加しており、所有者による適切な管理が行われていない空き家は、地域の安全性の低下や公衆衛生の悪化、まち並み景観の阻害等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

平成30年に行われた住宅・土地統計調査によると、本県の空き家は54,200戸と過去20年間で約2倍に増加しており、このうち20,400戸が利活用可能な空き家となっているが有効に活用されていない。

空き家の発生要因は、空き家の維持・管理・処分に関する認識の不足や、処分等について相談できる環境が少ないなど様々であることから、行政やNPO等の民間団体による発生抑制につながる意識醸成の取組みなど所有者に寄り添った支援が必要である。

また、空き家の利活用には中古住宅の流通・マッチングが重要となるが、地方自治体から空き家対策に取り組むNPO等への所有者情報の提供等の連携した取組みが不足している。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大に伴うテレワークの普及等により、地方移住や二拠点居住といった動きが加速しており、空き家利活用の新たな選択肢となっているが、中古住宅である空き家は品質への不安など負の印象が強いことから、空き家利活用の促進に向けては、中古住宅の流通を促進する施策をより強力で推進する必要がある。

よって、国においては、空き家の発生抑制と利活用の促進のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 空き家の発生抑制のため、子育て世代や高齢者等それぞれのライフステージに応じた住宅の取得や管理、処分に関する情報発信や相談体制の充実に対する支援を行うこと。
- 2 空き家対策やまちづくりに取り組むNPO等が活動しやすい環境を整備するなど、中古住宅の流通を促進する施策の拡充を行うこと。
- 3 中古住宅ならではの魅力や価値を再評価し、中古住宅が住み替えの選択肢として消費者に認識されるよう十分な啓発を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会まちづくり・交通インフラ対策特別委員長  
梶原 宗明



意見書(案)

不登校児童生徒等の支援体制の拡充と学習機会の確保に必要な財政支援を  
求める意見書

近年、不登校状態にある児童生徒等が増加しており、不登校による学習機会の喪失が「貧困の連鎖」などの問題の拡大につながるおそれがあることから、不登校児童生徒等への支援体制の充実が求められている。

国では、不登校等の困難を抱える児童生徒に対する支援を目的に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置のための財政措置を行っている。これを受け本県では、専門知識を持ったスクールカウンセラーや教育相談員等の外部専門家を全ての中学校及び県立高等学校に配置するとともに、学校・家庭・福祉機関等とのコーディネートを行うスクールソーシャルワーカーを派遣するなど支援体制の充実強化に取り組んできた。

しかしながら、文部科学省が実施した「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県における不登校児童生徒数は2,040人で令和2年度の同調査から441人、約28%増加しており、不登校児童生徒等への支援体制の更なる充実、学校以外の居場所づくりやICTを活用した遠隔教育など学習機会の確保は喫緊の課題である。

よって、国においては、不登校児童生徒等の支援体制の拡充と学習機会の確保に向けて、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員など、不登校児童生徒等の心のケアや家庭環境の改善への支援体制の拡充に必要な財政支援を行うこと。
- 2 不登校児童生徒等の学習機会の確保のため、学校以外の子どもの居場所となる教育支援センターの設置運営やICTを活用した遠隔教育に必要な教職員等の配置及び教育環境の整備に対する支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 へ  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会生涯健康・子ども支援対策特別委員長  
今野 美奈子

意見書(案)

森林環境譲与税の譲与基準の見直し及び林業・木材産業の活性化対策  
の推進を求める意見書

持続可能な開発目標（SDGs）への国民の関心が高まる中、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する森林・林業・木材産業への期待が高まっている。

また、我が国では、戦後植林された人工林の多くが本格的な利用期を迎えており、計画的な間伐、主伐・再造林による森林資源の若返りと持続可能な森林経営に資する林業・木材産業の活性化が求められている。

こうした中、国は、森林整備等に係る地方財源を安定的に確保するため、森林環境譲与税により地方の実情に応じた取組みを支援するとともに、新たな森林・林業基本計画を策定し、森林整備から木材需要創出までの取組みを総合的に支援している。本県においても、市町村が森林環境譲与税を活用し、森林整備や路網整備、林業の担い手確保・育成等に取り組むほか、県においては間伐の効率化や再造林の低コスト化への支援、スマート林業の普及に取り組むとともに、県産木材を使用した住宅や店舗などへの支援を強化するなど、林業・木材産業の活性化につながる取組みを推進している。

しかしながら、現在の森林環境譲与税の譲与基準では総額の10分の3が人口按分により算定・配分されていることから、人口の少ない山間部では十分な事業財源を確保できない一方で、人口の多い都市部では十分に活用されない事例も散見されるなど、その効果的な活用が求められている。

また、林業・木材産業の活性化のためには、こうした地方の取組みはもとより、国を挙げて国産材の安定供給や生産性の向上及び新たな需要創出に向けた取組みを強化していく必要がある。

よって、国においては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 森林環境譲与税については、林業に係る財政需要がより大きい地方公共団体が、実情に応じて森林整備や路網整備、林業の担い手確保などに十分に取り組むことができるよう譲与基準の見直しを行うこと。
- 2 国産材の安定的な供給体制の確保と生産性向上を図るため、移住者など多様な人材の活用も含めた担い手の確保・育成、高性能林業機械の導入、森林資源・生産管理へのICTやデジタル技術の活用及び路網整備に対する支援等を更に強化すること。
- 3 国産材の需要拡大を図るため、公共・民間建築物の木造化・木質化、直交集成板を活用した中高層建築物の整備や木質バイオマスエネルギーの利用を一層促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 へ  
財務大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官

山形県議会議長 坂本 貴美雄


以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会デジタル化・脱炭素社会対策特別委員長  
高橋 淳

令和5年3月14日

山形県議会議長 坂本 貴美雄 殿

山形県議会議員 渡辺 かり子 

## 発 言 通 告 書

今回の県議会において、次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質疑・代表質問・一般質問・緊急質問・ <u>討論</u> ・一身上の弁明
発言の要旨(討論の場合は反対、賛成の別を記載すること)	答弁者
<p>1. 請願23号「選択的夫婦別姓導入を求める意見書の提出について」を継続とした事に反対</p> <p>(要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 姓名は個人の尊厳の重要な要素</li><li>・ 夫婦同姓を義務付けている国は日本だけ</li><li>・ 法制審議会で民法改正を答申してから四半世紀</li><li>・ 多様性を尊重し、早期に請願を採択し意見書提出を。</li></ul>	

# 会 議 順 序 表

[議事日程第7号]

令和5年3月15日(水)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法									
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第7号、その他)										
2	< 開 議 > ○ 諸般の報告 (追加議案等の送付)										
3	○ 議案及び請願上程 (議第26号から議第61号までの36件及び請願) ○ 常任委員長報告 文 教 公 安 常任委員長 厚 生 環 境 常任委員長 農 林 水 産 常任委員長 商 工 労 働 観 光 常任委員長 建 設 常任委員長 総 務 常任委員長 ○ 討 論 23番 渡 辺 ゆり子 議員 ○ 議案採決 (議第26号から議第61号までの36議案) ○ 請願採決 (1) 請願47号 (2) 請願23号 (3) (1) 及び (2) を除く6件	簡 易  起 立 起 簡 易									
4	○ 議案上程 (議第62号から議第64号までの3件) ○ 知事説明 ○ 常任委員会付託 (議第62号から議第64号までの3件)										
5	○ 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の調査終了報告について ○ まちづくり・交通インフラ対策特別委員会の調査終了報告について ○ 生涯健康・子ども支援対策特別委員会の調査終了報告について ○ デジタル化・脱炭素社会対策特別委員会の調査終了報告について										
6	○ 意見書案上程・採決 (発議第1号から発議第4号までの4件)	簡 易									
7	○ 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の廃止について、まちづくり・交通インフラ対策特別委員会の廃止について、生涯健康・子ども支援対策特別委員会の廃止について及びデジタル化・脱炭素社会対策特別委員会の廃止について上程・採決  < 散 会 >	簡 易									
8	○ 本会議終了後の日程 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">時 刻</th> <th style="width: 33%;">委 員 会 等</th> <th style="width: 33%;">会 場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 会 議 終 了 後</td> <td>知事への政策提言</td> <td>議 場</td> </tr> <tr> <td>知事への政策提言終了後</td> <td>各 常 任 委 員 会</td> <td>各 委 員 会 室</td> </tr> </tbody> </table>	時 刻	委 員 会 等	会 場	本 会 議 終 了 後	知事への政策提言	議 場	知事への政策提言終了後	各 常 任 委 員 会	各 委 員 会 室	
時 刻	委 員 会 等	会 場									
本 会 議 終 了 後	知事への政策提言	議 場									
知事への政策提言終了後	各 常 任 委 員 会	各 委 員 会 室									

## 議 事 日 程 ( 第 7 号 )

令和5年3月15日(水) 午前10時開議

- |      |       |   |
|------|-------|---|
| 第 1  | 議第26号 | 令和5年度山形県一般会計予算  |
| 第 2  | 議第27号 | 令和5年度山形県公債管理特別会計予算  |
| 第 3  | 議第28号 | 令和5年度山形県市町村振興資金特別会計予算                                       |
| 第 4  | 議第29号 | 令和5年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算                                    |
| 第 5  | 議第30号 | 令和5年度山形県国民健康保険特別会計予算  |
| 第 6  | 議第31号 | 令和5年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算                                 |
| 第 7  | 議第32号 | 令和5年度山形県土地取得事業特別会計予算  |
| 第 8  | 議第33号 | 令和5年度山形県農業改良資金特別会計予算  |
| 第 9  | 議第34号 | 令和5年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算                                      |
| 第 10 | 議第35号 | 令和5年度山形県林業改善資金特別会計予算  |
| 第 11 | 議第36号 | 令和5年度山形県港湾整備事業特別会計予算  |
| 第 12 | 議第37号 | 令和5年度山形県流域下水道事業会計予算   |
| 第 13 | 議第38号 | 令和5年度山形県電気事業会計予算  |
| 第 14 | 議第39号 | 令和5年度山形県工業用水道事業会計予算   |
| 第 15 | 議第40号 | 令和5年度山形県公営企業資産運用事業会計予算                                      |
| 第 16 | 議第41号 | 令和5年度山形県水道用水供給事業会計予算  |
| 第 17 | 議第42号 | 令和5年度山形県病院事業会計予算  |
| 第 18 | 議第43号 | 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について                                   |
| 第 19 | 議第44号 | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について                           |
| 第 20 | 議第45号 | 山形県脱炭素社会づくり条例の設定について  |
| 第 21 | 議第46号 | 子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について                          |
| 第 22 | 議第47号 | 山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例の制定について                      |
| 第 23 | 議第48号 | 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 24 | 議第49号 | 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 第 25 | 議第50号 | 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例の制定について                  |
| 第 26 | 議第51号 | 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 第 27 | 議第52号 | 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 第 28 | 議第53号 | 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について                           |
| 第 29 | 議第54号 | 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例の設定について                                  |

- 第 30 議第55号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 31 議第56号 山形県県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 32 議第57号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 33 議第58号 流域下水道の維持管理を行う事業に要する費用の負担について
- 第 34 議第59号 一般国道112号山形中山道路工事用地の処分について
- 第 35 議第60号 包括外部監査契約の締結について
- 第 36 議第61号 山形県公立大学法人が徴収する料金（山形県立米沢女子短期大学に係るもの）の上限の認可について
- 第 37 請願
- 第 38 議第62号 令和4年度山形県一般会計補正予算（第8号）
- 第 39 議第63号 令和4年度山形県土地取得事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 40 議第64号 令和5年度山形県一般会計補正予算（第1号）
- 第 41 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 42 まちづくり・交通インフラ対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 43 生涯健康・子ども支援対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 44 デジタル化・脱炭素社会対策特別委員会の調査終了報告について
- 第 45 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う影響に対する万全な対応等を求める意見書
- 第 46 発議第2号 空き家の発生抑制と利活用の促進を求める意見書
- 第 47 発議第3号 不登校児童生徒等の支援体制の拡充と学習機会の確保に必要な財政支援を求める意見書
- 第 48 発議第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直し及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書
- 第 49 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の廃止について
- 第 50 まちづくり・交通インフラ対策特別委員会の廃止について
- 第 51 生涯健康・子ども支援対策特別委員会の廃止について
- 第 52 デジタル化・脱炭素社会対策特別委員会の廃止について

## 常 任 委 員 会 付 託 表

(令和5年2月定例会)

委員会名	件 名
総 務	議第62号 令和4年度山形県一般会計補正予算(第8号)中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1追加中 第1款議会費、第2款 総務費
文教公安	議第62号 令和4年度山形県一般会計補正予算(第8号)中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1追加中 第9款警察費、第10款 教育費ただし第7項を除く、第11款災害復旧費第3項 2変更中 第10款教育費
厚生環境	議第62号 令和4年度山形県一般会計補正予算(第8号)中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1追加中 第3款民生費
農林水産	議第62号 令和4年度山形県一般会計補正予算(第8号)中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1追加中 第6款農林水産業費、 第11款災害復旧費第1項及び第2項の一部 2変更中 第6款農林 水産業費
商工労働 観 光	議第62号 令和4年度山形県一般会計補正予算(第8号)中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1追加中 第7款商工費、第10款 教育費第7項 議第63号 令和4年度山形県土地取得事業特別会計補正予算(第3号)
建 設	議第62号 令和4年度山形県一般会計補正予算(第8号)中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1追加中 第8款土木費、第11款 災害復旧費ただし第1項、第2項の一部及び第3項を除く 2変更 中 第8款土木費 議第64号 令和5年度山形県一般会計補正予算(第1号)



# 請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和5年2月定例会

区分	番号	受 理 年月日	関 係 委員会	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審 査 結果	措 置
請願	47	5. 2. 20	厚 生 環 境	新型コロナワクチンに関するリスク情報の周知について	南陽市池黒1354 須藤 祐樹	梅津、今野、松田、 青柳、石黒、 高橋 (啓)	不採択	

付 託 委 員 会	件 数	審 査 結 果			
		採 択	不採択	継 続 審 査	撤 回
厚 生 環 境	1		1		
計	1		1		

# 継 続 審 査 請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和5年2月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	19	2.12.1	厚 生 環 境	東京電力福島第一原発事故により発生したALPS処理水の海洋放出を行わないことを求める意見書の提出について	米沢市春日5丁目2番62-8 朝日ホームⅡ 101号 福島原発被災者フォーラム山形・福島 代表 武田 徹	高橋（淳）、松田、 青柳、石黒	継続 審査	
〃	21	3.2.18	総 務	山形県知事選挙公開政策討論会条例の制定について	山形市相生町3番33号 山形県知事選挙公開政策討論会条例の 制定を求める会 代表 長澤パティ 明寿	遠藤（寛）、相田、 梶原、菊池（文）、 五十嵐、柴田、 小松、船山	継続 審査	
〃	23	3.6.14	厚 生 環 境	選択的夫婦別姓導入を求める意見書の提出について	山形市松山三丁目14番60号 新日本婦人の会山形県本部 会長 奥山 一恵	関、渡辺	継続 審査	
〃	25	3.6.15	厚 生 環 境	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について	山形市青田南6番28号 山形県医療労働組合連合会 執行委員長 渡辺 勇仁	松田、高橋（啓）	継続 審査	
〃	34	3.11.29	厚 生 環 境	人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求める意見書の提出について	鶴岡市水沢字行司免43-13 沖縄戦戦没者遺骨の尊厳を考える市民 の会 代表 漆山 ひとみ	青柳、石黒、 高橋（啓）	継続 審査	
〃	45	4.9.16	厚 生 環 境	医療・介護・保育・福祉等の職場で働くすべてのケア労働者の社会的役割に相応しい賃金水準への引き上げを求める意見書の提出について	山形市青田南6番28号 山形県医療労働組合連合会 執行委員長 渡辺 勇仁	青木、青柳、 高橋（啓）	継続 審査	
〃	46	4.12.1	総 務	世界平和統一家庭連合の解散命令を裁判所に請求することを国に求める意見書の提出について	山形市木の実町12-37 9条改憲NO！やまがた県民の会 共同代表 高木 紘一 外1名	松田、青木、青柳	継続 審査	

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
総務	2			2	
厚生環境	5			5	
計	7			7	

# 山形県議会デジタル化推進会議

## 令和4年度 検討報告書

令和5年2月28日

山形県議会デジタル化推進会議

## 目 次

<b>I</b>	<b>はじめに</b>	<b>2</b>
<b>II</b>	<b>中間報告を踏まえた令和4年度の検討方針</b>	<b>3</b>
1	中間報告書の内容	3
2	令和4年度における検討の進め方	4
<b>III</b>	<b>デジタル会議における審議状況等</b>	<b>4</b>
<b>IV</b>	<b>ペーパーレス化の推進について</b>	<b>6</b>
1	ペーパーレス会議システムの導入について	6
(1)	導入目的の明確化	6
(2)	コスト削減及び事務負担軽減の実現性	6
(3)	セキュリティ対策の徹底	7
(4)	誰もが使える操作性の確保	7
(5)	閲覧資料の利便性	7
2	タブレットの導入について	8
(1)	所有形態について	8
(2)	利用制限について	9
(3)	利用場所について	9
(4)	セキュリティ対策等について	10
3	ペーパーレス化の進め方について	11
(1)	システム等の発注前に検討すべき課題	11
(2)	システム等の試行前に検討すべき課題	13
(3)	システム等の本格実施までに検討すべき課題	13
<b>V</b>	<b>予算特別委員会における質疑の充実のための画像・可動式大型ディスプレイの活用について</b>	<b>14</b>
1	可動式大型ディスプレイの活用に向けた試行について	14
(1)	試行の内容	14
(2)	試行内容に対する評価	16
2	可動式大型ディスプレイの活用に係る検討結果について	16
<b>VI</b>	<b>デジタル化に向けた更なる検討について</b>	<b>16</b>
1	オンライン会議の導入について	16
2	通信環境の整備について	16
	(参考)	
	○山形県議会デジタル化推進会議委員名簿	17

## I はじめに

コロナ禍以降、行政分野でのデジタル化は急速に進展しており、こうした動きに合わせて、地方議会でも、ICTを活用した議会運営の取組みが加速化している。

こうした状況等を踏まえ、本県議会においては、令和3年度に「山形県議会デジタル化推進会議」（以下、「デジタル会議」という。）を設置し、議会のデジタル化に向けた対応等について、協議・調整を行うこととした。このデジタル会議では、設置以降、デジタル会議委員によるペーパーレス会議システムの試行等を重ねながら協議を行い、令和4年3月にはその結果を、「山形県議会デジタル化推進会議中間報告書」（以下「中間報告書」という。）として取りまとめたところである。

令和4年度においては、この中間報告書を踏まえ、ペーパーレス会議システムやその端末（タブレット）の試行範囲を全議員に拡大するなどの取組みを行いながら、本県議会のデジタル化に向けた対応やその具体的な進め方等について協議を行ってきたところであり、この度、その協議結果について、「令和4年度検討報告書」（以下、「報告書」という。）として取りまとめた。

今後、行政分野等でのデジタル化はますます進展するものと見込まれるところであり、令和5年度以降も、デジタル会議における調査検討を更に深めるとともに、この報告書に基づく具体的な対応について、スピード感を持ちつつ、丁寧に進めていくよう求めるものである。

## Ⅱ 中間報告書を踏まえた令和4年度の検討方針

### 1. 中間報告書の内容

令和4年3月に取りまとめられた中間報告書の概要は以下のとおりである。

令和3年度の検討結果	評価・課題	今後の検討 ・進め方
<b>(1) ICTを活用した議会審議の充実</b>		
<b>① タブレット導入による議会活動の充実</b>		
<u>【試行】電子メールを活用した速やかな情報提供</u> ・11月～試行（委員対象） ・1月～試行（全議員対象） ・アンケートによる課題整理	<u>○導入すべきである。</u> 但し、解決すべき課題がある。 ・情報提供のルールが必要 ・提供する情報の種類についての検討が必要 ・当面はFAXと併用も必要	<u>継続検討</u> ・全議員を対象とした試行の継続
<u>【試行】情報共有の仕組みを利用した情報・資料共有</u> ・1月～試行（委員対象）	<u>○導入に向けて検討・試行すべき。</u> 但し、解決すべき課題がある。 ・ファイル保存の工夫が必要 ・類似サービスとの比較が必要	<u>継続検討</u> ・全議員を対象とした試行の実施
<u>【試行】タブレットを活用したペーパーレス委員会開催</u> ・2月 試行（委員を対象とした模擬委員会）	<u>○導入に向けて検討・試行すべき。</u> 但し、解決すべき課題がある。 ・操作に慣れが必要 ・当面は紙資料との併用、運用の工夫とサポート等が必要	<u>継続検討</u> ・全議員を対象とした試行の実施
<b>② オンライン会議の導入</b> ・委員会等への導入等	<u>○危機管理上必要との意見があった一方で、具体的・実務的課題もあるため更なる検討が必要</u>	<u>今後検討</u>
<b>(2) 議会棟のデジタル化による機能強化、サービス向上</b>		
<b>① 通信環境の整備</b> ・議会棟内Wi-Fi環境整備	<u>○建物の構造、利用するサービス等を踏まえた更なる検討が必要</u>	<u>今後検討</u>
<b>② 可動式大型ディスプレイの設置</b>		
<u>【試行】予算特別委員会における質疑の充実のための画像・大型ディスプレイの活用</u> ・12月試行（動画・音声無） ・3月試行（静止画・音声無） ・アンケートによる課題整理	<u>○導入すべきである。</u> 但し、導入にあたって、静止画、動画又は音声の有無等、多様な資料を想定した許可手続等が必要	<u>試行継続</u> <u>継続検討</u>
<b>③ 議会棟、執務室等への入庁制限強化</b> ・入退室管理体制の整備等	<u>○議会棟、執務室等の管理体制については、各議員の理解を得ながら更なる検討が必要</u>	<u>今後検討</u> ・「山形県議会機能強化検討会議」で検討
<b>④ 議会中継設備の改善</b> ・議場等の映像送出デジタル化	<u>○議会中継の方法も含めた中長期的視野での更なる検討が必要</u>	

## 2. 令和4年度における検討の進め方

中間報告書の内容等を踏まえ、令和4年度においては、「継続検討」とされた以下の4項目について、試行を行いながら重点的に検討を行った。

- ① 電子メールを活用した速やかな情報提供
  - ② 情報共有の仕組みを利用した情報・資料共有
  - ③ タブレット等を活用したペーパーレス委員会開催
  - ④ 予算特別委員会における質疑の充実のための画像・大型ディスプレイの活用
- なお、このうち①②③については、「ペーパーレス化の推進」として一体的に検討することとした。

## Ⅲ デジタル会議における審議状況等

令和4年度は以下のとおり、様々な試行や研修会の開催等の取組みを行いながら、8回にわたりデジタル会議を開催し、調査検討、協議を行った。

時期	実施内容、協議内容等
令和4年4月22日	【第1回デジタル会議】 ○中間報告書について ○令和4年度の進め方について
令和4年6月～ 令和5年3月	【ペーパーレス会議システムの試行】 ※全議員に対して、ペーパーレス会議システムの試行環境を提供
令和4年6月1日	【第2回デジタル会議】 ○ペーパーレス会議システム研修会及び同システムを活用した模擬会議の開催について
令和4年6月7日	【第3回デジタル会議】 ○電子メールを活用した情報提供について ○ペーパーレス会議システムを活用した委員会の模擬会議のアンケート（案）について ○予算特別委員会における可動式ディスプレイ使用に関する申し合わせについて（素案）
令和4年6月定例会 会期中	【タブレット端末操作の試行】 ※全議員に対して、タブレット端末を貸与し、端末操作の試行環境を提供
令和4年6月14日	【ペーパーレス会議システムの操作に係る研修会】 ○全議員を対象に、ペーパーレス会議システム（SideBooks）操作方法の説明、操作の試行
令和4年6月16日	【ペーパーレス会議システムを活用した模擬委員会】 ○全議員を対象に、ペーパーレス会議システム（SideBooks）を活用した委員会の模擬会議
令和4年8月23日	【第4回デジタル会議】 ○予算特別委員会における可動式ディスプレイ使用に関する申し合わせについて（素案） ○ペーパーレス会議システムを活用した委員会の模擬会議に係るアンケート結果について ○ペーパーレス会議システム及びタブレットの導入について（素案）



令和4年9月22日	<p><b>【第5回デジタル会議】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ペーパーレス会議システム(more Note)操作方法の説明、試行</li> <li>○可動式ディスプレイを使用した予算特別委員会の質疑について（試行）</li> </ul>
令和4年9月28日	<p><b>【予算特別委員会における可動式ディスプレイを使用した質疑の試行】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相田光照議員（デジタル会議委員）が、動画（音声有）をディスプレイに表示して質疑を試行</li> </ul>
令和4年9月29日	<p><b>【予算特別委員会における可動式ディスプレイを使用した質疑の試行】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○菊池文昭議員（デジタル会議委員外）が、静止画（音声無）をディスプレイに表示して質疑を試行</li> </ul>
令和4年10月5日	<p><b>【第6回デジタル会議】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ペーパーレス会議システム試行結果を踏まえた比較検討について</li> <li>○ペーパーレス会議システム及びタブレットの導入について（報告書イメージ）</li> </ul>
令和4年12月7日	<p><b>【第7回デジタル会議】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ペーパーレス会議システム（Smart Discussion）の説明、比較検討</li> <li>○山形県議会デジタル化推進会議報告書（素案）について</li> </ul>
令和4年12月9日	<p><b>【予算特別委員会における可動式ディスプレイを使用した質疑の試行】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○渋間佳寿美議員（デジタル会議委員）が、静止画（音声無）をディスプレイに表示して質疑を試行</li> </ul>
令和5年2月21日	<p><b>【第8回デジタル会議】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○オンライン委員会報告書（都道府県議会デジタル化専門委員会）について</li> <li>○山形県議会デジタル化推進会議 令和4年度 検討報告書（案）について</li> </ul>

## IV ペーパーレス化の推進について

### 1. ペーパーレス会議システムの導入について

ペーパーレス会議システム（以下「システム」という。）の導入の検討にあたり、中間報告書に基づき、全議員に一定期間タブレットを貸し出すとともに、全議員を対象とした研修会やシステムを活用したペーパーレス模擬委員会を開催するなど試行を継続してきた。

これまでの試行結果等を踏まえ、中間報告書で示された「導入の視点」に基づき、導入のあり方等について、以下のとおり検討した。

#### (1) 導入目的の明確化

システム導入の目的として中間報告書に示された4項目の必要性について、改めて再認識し、これら目的が達成されるべくシステム導入を行うべきである。

導入の目的 (中間報告書より)	具体的な内容
資料の管理・保管の効率化による議員活動の利便性の向上	・ 時間や場所の制約を受けず、必要な文書の閲覧が可能 ・ 電子化した文書の体系的な管理による文書検索の簡便化 ・ 資料の持ち運び（掲載）が容易
データに基づく政策提言・政策立案機能の向上	・ 資料管理の効率化に伴い、横断的な政策検討が可能 ・ 場所の制約を受けず、資料（データ）に基づいた政策検討が可能
紙媒体資料に要するコストの削減及び環境負荷の軽減	・ コスト（紙代・印刷代・配付・保存・廃棄等に要する経費及び労力）の削減 ・ 紙資源の削減
平時・緊急時を問わない議会機能の確保も視野	・ 災害時等緊急的な情報伝達の即時化 ・ オンライン委員会の実施が技術的には可能

#### (2) コスト削減及び事務負担軽減の実現性

既に導入している他県においては、印刷経費等の削減に加え、事務負担の軽減にもつながっているケースが多い。（令和4年6月6日香川県調査）

本県においても、システム導入により、資料の大量コピーの時間・労力・資源等の省力化が図られることから、他県と同様の効果が見込まれる。

【令和4年6月6日香川県調査抜粋】

- ・ ペーパーレス化以前は、議事課員総出により議案書の編綴作業を行い、勤務時間外まで及ぶことが多々あったが、ペーパーレス化以降、担当職員によるサイトのアップロード作業を行うことが可能となり、事務量が大幅に削減された。
- ・ 資料の大量コピーや印刷発注に比べ、時間・労力ともに大きく省力化している。
- ・ 新たに発生する事務作業として、資料のPDF化、アップロード作業等があるが、事務量は紙で作業していた時より減少している。

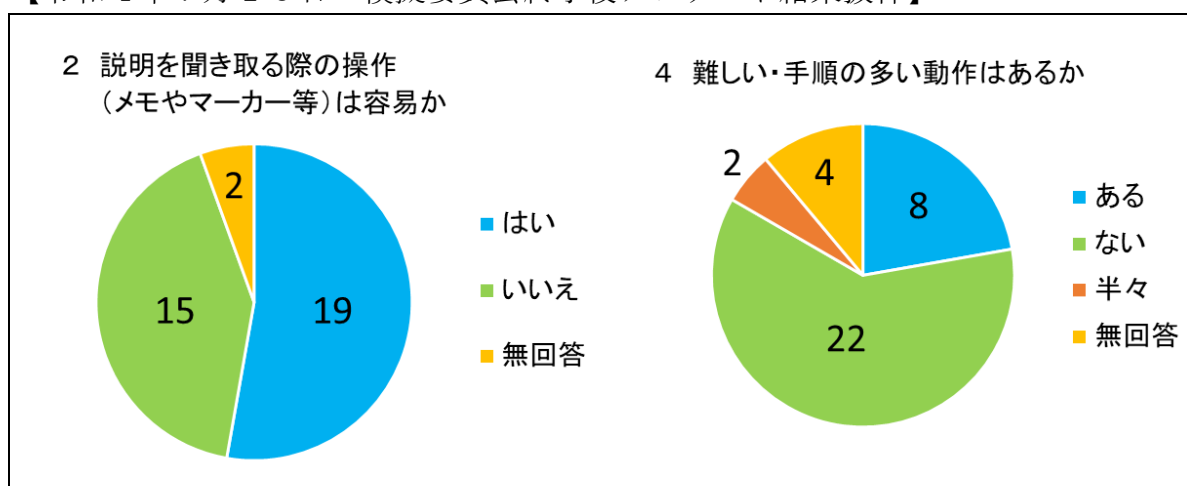
### (3) セキュリティ対策の徹底

ペーパーレス会議システムのセキュリティ仕様について、試行を行ったシステムでは、ユーザー認証機能に加え、保存しているファイル及びフォルダにアクセス制限を設けることで、ユーザーごとに閲覧権限を設定することができる。また、文書ファイルは暗号化して保存されるため、セキュリティ対策の徹底は図られているものと考えられる。

### (4) 誰もが使える操作性の確保

ペーパーレス模擬委員会終了後のアンケートによれば、一部、メモやマーカーをはじめ、難しい操作があるとの意見があったものの、半数以上の議員からは操作が容易であるとの回答を得ており、試行期間を設けるなど議員全体の習熟度を高める取組みを行うことにより、操作性を確保することは可能と考えられる。

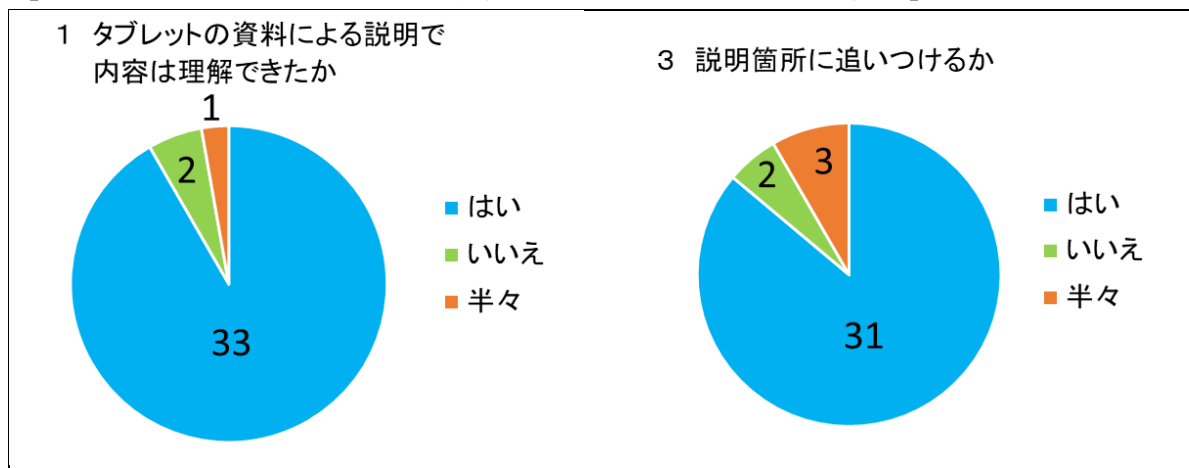
【令和4年7月16日 模擬委員会終了後アンケート結果抜粋】



### (5) 閲覧資料の利便性

試行を行ったシステムは、画面表示機能やメモ機能、文書検索機能を有している。また、ペーパーレス模擬委員会終了後のアンケートにおいても、多くの議員が、説明箇所を追いつくことができ、タブレットの資料による説明で内容を理解できると答えており、議会審議への対応は可能と考えられる。

【令和4年7月16日 模擬委員会終了後アンケート結果抜粋】



【検討結果】

上記の検討結果を踏まえ、ペーパーレス会議システムについて、継続的な試行期間を設けるなど議員を始めとする関係者の習熟度を高める取組みを行ったうえで、本格導入すべきである。

2. タブレットの導入について

システムの導入にあたっては、当該システムを利用できる端末(タブレット)が必要となる。中間報告書においては、所有形態に応じたメリット・デメリットや費用負担の考え方について整理されたところであり、この整理内容をもとにさらに検討を深めた。

(1) 所有形態について

①検討内容

検討項目 <所有形態>	特徴(メリット等)	検討結果
県が所有し議員へ貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在タブレットを所有していない議員も導入しやすい</li> <li>・全議員が同一の仕様となり一定水準のセキュリティ対策が可能</li> <li>・動作不良の際などに事務局がフォローしやすい</li> </ul>	○
議員が所有(全議員が所有することを担保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い慣れた機器の利用が可能</li> <li>・いわゆる2台持ちの必要がない</li> </ul>	

②検討結果

全議員への導入拡大を図る観点や一定水準のセキュリティ対策確保の必要性を考慮して、「県が所有し議員へ貸与する」こととすべきと考えられる。

## (2) 利用制限について

### ①検討内容

検討項目 ＜利用制限＞	特徴（メリット等）	検討結果
議会活動に限定 ⇒利用料全額を県が負担	・政務活動費との関係など県が貸与したタブレットを利用することの理解が得られやすい ・先行する多くの団体がこの方式を採用（34団体中22団体）	○
議会活動と政務活動に利用可能 ⇒政務活動費 1/2 議員負担 1/2	・議員側も一定の負担をしたうえで、タブレットの利用範囲の広がり等による導入効果の拡大が期待 ※県が貸与したタブレットを政務活動に使うことは理解を得られにくい。	

### ②検討結果

県が所有するタブレットを貸与することと政務活動費制度との関係等を考慮し、「議会活動に限定」することとすべきと考えられる。なお、この場合「議会活動に限定」することが、確実に担保されるよう、全議員で確認・共有することが必要と考えられる。

## (3) 利用場所について

### ①検討内容

検討項目 ＜利用場所＞	特徴（メリット等）	検討結果
議会棟のみ	・端末の紛失・置き忘れ等のリスクが小さい ・議会活動に限定することの説明が比較的容易	
議会棟からの持ち出し可	・時間・場所の制約を受けないことや災害時の対応などシステム導入による効果が大きい	○

### ②検討結果

システム導入による効果を最大限発揮させるため、また、将来的にオンライン委員会の開催を視野に入れた場合、「持ち出し可」とすべきと考えられる。

#### (4) セキュリティ対策等について

##### ① 検討内容

検討項目 ＜セキュリティ対策等＞	特徴（メリット等）	検討結果
接続範囲（フィルタリング）	・有害サイトへのアクセス拒否	○
個人的なアプリのインストール	・認めない	○
紛失時の対応	・位置情報の把握、遠隔操作による初期化	○
紛失・破損時の経費負担	・使用者負担を原則に、状況に応じて個別対応も検討	○

##### ② 検討結果

導入にあたっては、他県における実例等を踏まえて、タブレットの所有形態や使用範囲等に応じて、Web サイトの閲覧制限や使用範囲等を整備することで、セキュリティ対策の徹底を図ることが必要と考えられる。

##### 【検討結果】

上記の検討結果を踏まえ、システムの本格導入と併せ、以下により タブレットを導入すべきである。

検討項目	検討結果
所有形態	県が所有し議員へ貸与
利用制限	議会活動に限定（政務活動・後援会活動・私用等のための利用不可）
利用場所	議会棟からの持ち出し可

ただし、このうち、「議会活動に限定」することは、このことが確実に担保されるよう、全議員で確認・共有することが必要である。

また、上記所有形態等に応じた使用ルールを策定し、セキュリティ対策を徹底する必要がある。

### 3. ペーパーレス化の進め方について

システム及びタブレットを円滑に導入し、ペーパーレス化を進めていくためには、さらに詳細な検討を要する課題がある。一方で、他県の例からは、システム等導入後、一定の試行期間を設けていることも多く、こうした試行実績を踏まえて検討・調整が必要な課題もあると思われる。

そのため、ペーパーレス化を進めるにあたって、(1)「システム等の発注前」と、(2)「システム等の試行前」、(3)「システム等の本格実施まで」の3段階に分けたうえで、まずは、(1)「システム等の発注前」に検討すべき課題を優先的に検討した。

なお、(2)「システム等の試行前」、(3)「システム等の本格実施まで」に検討すべき課題についても、現時点で想定される主な検討事項を整理した。

#### (1) システム等の発注前に検討すべき課題（令和4年度検討項目）

##### ①システムやタブレットの仕様など主にハード面での検討を要する事項

○システムやタブレットの導入にあたっては、他県の例や事業者からの聞き取りなどの調査結果を踏まえ、さらには予算措置の状況も考慮したうえで、仕様書を作成し、適切な入札手続きを実施すべきである。

○タブレット利用にあたっての主な契約内容等は以下を基本とすべきである。

区分	考え方
接続範囲	インターネットの利用を可とする。ただし、有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリングを行う。
	メール機能は、事務局・執行部からの情報提供ツールとして活用する。
通信回線	通信容量は、他県の状況を踏まえ、5GBとする。
	容量を超過した場合は、速度が低下したままとする。容量を追加する必要がある場合は、議員負担により実施する。
セキュリティ	個人的なアプリのインストールは認めない。
	タブレット紛失時は、位置情報を把握し、遠隔操作による初期化を行う。
	議員の過失によるタブレットの紛失・破損時に必要な復旧等の経費は、議員負担とする。ただし、真にやむを得ない場合は個別に検討する。

##### ②ペーパーレス化の概ねの手順

令和5年度以降のシステム等の導入段階に応じたペーパーレス化の範囲及び議員等の習熟度を高めるための取組みの概ねの手順（イメージ）は、以下のとおりと考えられる。

今後、ペーパーレス化の効果を早期に発現させる観点等から、スピード感を持って本格導入に向けた手順を進めていくべきである。

一方で、それぞれの段階への移行にあたっては、各議員の習熟度の状況等に応じた丁寧な対応も求められる。

段階	ペーパーレス化等の実施内容
タブレット等導入前（現行）	<p><b>【議員への情報提供】</b> ○個人のメールアドレスへの情報提供が中心。希望者には、FAXによる情報提供も可（FAX併用）</p> <p><b>【委員会審査】</b> ○委員会審査は、紙資料により実施 ○所属する委員会以外の委員会審査における冒頭報告等の資料は、執務室に紙配付</p> <p><b>【習熟度を高める取組み等】</b> ○システムは自己所有端末による利用も可能であり、より多くの利用を促すことにより、習熟度を高める。 ○タブレット導入後を見据え、タブレット利用の留意点（議会活動に限定など）を取りまとめた要領等の検討、制定</p>
タブレット等導入後（試行※）	<p><b>【議員への情報提供】</b> ○県が貸与するタブレットへのメールによる情報提供</p> <p><b>【委員会審査】</b> ○委員会審査に係る、冒頭報告等の資料はペーパーレス化で実施。議案書・付属書・説明書・決算書・主要な施策の成果等は紙資料により実施。 ○所属する委員会以外の委員会審査における冒頭報告等の資料は、システムに登録し、情報提供（紙配付は行わない）。</p> <p><b>【習熟度を高める取組み等】</b> ○タブレットやシステムに関する研修会実施（希望者対象） ○タブレット持込による委員会の試行 ○タブレット持込による本会議の試行 ○執行部の対応を整理・調整</p>
ペーパーレス化本格実施	<p><b>【議員への情報提供】</b> ○（「試行」と同じ）</p> <p><b>【委員会審査】</b> ○本会議及び委員会審査は、議案書等も含めた完全ペーパーレス化で実施 ○（所属する委員会以外の委員会審査における冒頭報告等の資料は、上記「試行」と同じ）</p> <p><b>【習熟度を高める取組み等】</b> ○タブレットやシステムに関する研修会実施（希望者対象） ○実施状況や議員からの意見等を踏まえた、さらに習熟度を高める取組みの実施 ○実施状況等を踏まえた改善内容の検討</p>

※現行の取り扱いを併用しながら試行し、可能な部分からスピード感を持ってペーパーレス化を進める。



### ③ペーパーレス化までのスケジュール

ペーパーレス化に向けては、以下の2つの観点に基づき試行等を進め、タブレットの納入から2年後の本格実施を目指すべきである。

- ・ 効果を早期に発現する
  - …情報提供資料は速やかにペーパーレス化を実施
- ・ 議会審議に支障を生じさせない
  - …議会審議に係る資料は3回程度の定例会で試行したうえでペーパーレス化を実施

## (2) システム等の試行前に検討すべき課題（令和5年度以降検討項目）

### ①具体的な試行内容と試行内容に応じたルール

- ・ 議員への情報提供方法
- ・ 委員会運営のあり方

### ②事務局及び執行部の役割

- ・ 議員への情報提供方法
- ・ 委員会運営のあり方

## (3) システム等の本格実施までに検討すべき課題（令和5年度以降検討項目）

### ①本格運用にあたってのルール

- ・ 議員への情報提供方法
- ・ 本会議及び委員会運営のあり方

### ②事務局及び執行部の役割

- ・ 議員への情報提供方法
- ・ 本会議及び委員会運営のあり方

## V 予算特別委員会における質疑の充実のための画像・可動式大型ディスプレイの活用について

### 1. 可動式大型ディスプレイの活用に向けた試行について

可動式大型ディスプレイの活用は、質問内容を補完する資料を表示することにより、質問の趣旨をより明確に伝え、質疑を充実させるために有効であると考えられる。一方で、その活用にあたっては、留意すべき事項等もあることから、令和3年度から試行を継続し、その結果等を踏まえ、導入のあり方について検討を行った。

#### (1) 試行の内容

令和3年度は、デジタル会議委員2名が試行（「動画・音声なし」、「静止画・音声なし」）を行ったところであるが、音声の取扱い等さらに検討を要する事項があるため、令和4年度においても試行を継続した。令和4年度においては、以下の3名による試行を行った。

- ①相田光照議員（デジタル会議委員）・・・動画・音声あり
- ②菊池文昭議員（デジタル会議委員外）・・・静止画・音声なし
- ③渋間佳寿美議員（デジタル会議委員）・・・静止画・音声なし

これらの試行にあたっては、「予算特別委員会における可動式ディスプレイ使用に関する申合せ（素案）」（以下、「申合せ（素案）」という。）を協議決定したところであり、この申合せ（素案）に基づき、試行した。

## 予算特別委員会における可動式ディスプレイ使用に関する申合せ

### (素案)

#### 1 基本原則

議会における質疑は「言論」により行うことが原則であることから、質疑に際し使用する資料は、質疑の効果を上げることを目的とする場合に限り補完的に使用する。

#### 2 使用できる資料

- (1) タブレット端末等（ノートパソコンを含む。）を用いて可動式ディスプレイ（以下「ディスプレイ」という。）に表示する資料とする。
- (2) 使用できる資料は、図、表、写真、動画等で質疑者が使用する権原を有するものに限る。また、資料使用に当たっての著作権等の必要な手続きについては、質疑者において行うものとする。
- (3) 資料を使用する際には、前項の基本原則に留意するとともに、その内容に関して具体的な発言を行うなど、会議録への掲載に配慮しなければならない。

#### 3 使用できない資料

- (1) 前項に定める資料以外の資料は使用できない。
- (2) 特定の者の利益を助長し若しくは侵害するものは使用できない。

#### 4 ディスプレイへの表示方法

予算特別委員会に設置している可動式ディスプレイにタブレット端末等を接続して表示する。なお、タブレット端末等は質疑者又は議会事務局において用意し、その操作は、質疑者又は質疑補助者（予算特別委員会委員に限る。）が行うものとする。

#### 5 資料使用の許可等

質疑者は、質疑に際し資料を使用する場合は、質疑日の2日前（山形県の休日を定める条例第一条第一項各号に掲げる日は日数に算入しない。）の午後1時まで、予算特別委員長から許可を得るものとする。

#### 6 会議録への掲載

使用した資料は、会議録に掲載しない。

## (2) 試行内容に対する評価

令和3年度から継続して実施してきた試行内容について、デジタル会議の場で評価したところ、以下のとおり集約された。

- 全体として質問の意図が伝わりやすく、申合せ（素案）の内容も、予算特別委員会の審議に支障が生じることはなかった。
- 令和3年度において継続課題とされていた音声付き動画についても、問題となる点はなく、使用を認めるべきである。
- デジタル会議委員外の議員も大きな戸惑いなく、可動式大型ディスプレイを活用できていたと思われる。

## 2. 可動式大型ディスプレイの活用に係る検討結果について

これまでの2か年にわたる試行実績及びその評価等を踏まえた協議の結果、この申合せ（素案）に基づき、令和5年度から本格実施すべきである。

## VI デジタル化に向けた更なる検討について

まずは、ペーパーレス化の本格実施のための取組みを推進していくこととするが、本格実施後の更なるデジタル化に向けた以下の事項は、引き続き検討する必要があると考えられる。

### 1. オンライン会議の導入について

災害時や感染症拡大時など危機管理上必要となることも想定され、オンライン委員会の導入に向けた検討が必要であるとの意見がある。一方で、導入にあたっては、ペーパーレス化の本格実施が前提となるほか、様々な具体的・実践的な課題もあると思われる。

都道府県議会デジタル推進本部に提出された同専門委員会からの報告書（令和4年4月提出）によれば、オンライン委員会開会の手続き、本人確認や採決の手法、委員会審議の秩序保持、自宅等の通信環境の状況、通信障害時の対応、議事の公開（傍聴対応）のあり方などが課題として掲げられている。

今後、オンライン委員会の導入の検討にあたっては、こうした課題に留意していくことが必要である。

### 2. 通信環境の整備について

現時点では、タブレットは議会棟からの持ち出しを認めるとともに、通信料も県が負担することを原則としている。そのため、議会棟内へのWi-Fiなど通信環境の整備については、建物の構造にも留意したオンライン委員会開催時の通信障害防止など、オンライン委員会の導入に係る検討と一体的に検討すべきであると考えられる。

## 山形県議会デジタル化推進会議委員名簿

座 長 矢 吹 栄 修

副 座 長 吉 村 和 武

委 員 菊 池 大二郎

委 員 相 田 光 照

委 員 遠 藤 和 典

委 員 渋 間 佳寿美

委 員 石 黒 覚

委 員 鈴 木 孝

(※正副座長以外は議席番号順)

# 山形県議会 議会機能強化検討会議 検討結果報告書

令和5年2月28日

山形県議会 議会機能強化検討会議

## 目 次

<b>I</b>	<b>はじめに</b> . . . . .	<b>2</b>
<b>II</b>	<b>検討にあたっての基本的な考え方</b> . . . . .	<b>3</b>
1	これまでの経過 . . . . .	3
2	検討の基本方針 . . . . .	4
<b>III</b>	<b>議会棟のバリアフリー化について</b> . . . . .	<b>4</b>
1	バリアフリー化の目的、考え方 . . . . .	4
2	バリアフリー化に向けた検討方針 . . . . .	4
3	本県議会棟におけるバリアフリー化の現状 . . . . .	5
(1)	本県議会棟の現状 . . . . .	5
(2)	他県との比較 . . . . .	5
4	今後の対応等 . . . . .	5
(1)	現状認識等 . . . . .	5
(2)	早期対応課題への対応 . . . . .	6
(3)	中長期的な対応課題への対応 . . . . .	8
<b>IV</b>	<b>議会棟のセキュリティ強化について</b> . . . . .	<b>10</b>
1	デジタル会議における中間報告 . . . . .	10
2	現状、課題等 . . . . .	10
(1)	北棟受付での入退室管理 . . . . .	10
(2)	入退室管理体制と連動した新たな登庁表示システム . . . . .	10
3	今後の対応等 . . . . .	11
(1)	早期対応課題への対応 . . . . .	11
(2)	中長期的な対応課題への対応 . . . . .	11
<b>V</b>	<b>審議状況等に関する中継設備の改善について</b> . . . . .	<b>11</b>
1	デジタル会議における中間報告 . . . . .	11
2	現状、課題等 . . . . .	11
3	今後の対応等 . . . . .	11
<b>VI</b>	<b>検討会議における検討の経過</b> . . . . .	<b>12</b>

(参考)

○山形県議会議会機能強化検討会議委員名簿 . . . . .	13
--------------------------------	----

## I はじめに（調査検討の趣旨等）

近年、個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を広い見地から議論する地方議会の役割が、ますます重要となっている。こうした役割を果たしていくためには、議会自らが、地域住民の様々な意見等を集約するための障壁等を取り除き、安心して議会活動を行うための環境整備等を進めることにより、多様な地域住民の参画による充実した議会審議等に取り組むとともに、地域住民に対して、議会活動への理解を深めていただくための情報発信を一層強化していくことが求められている。

こうした動向を踏まえ本県議会では、議会におけるバリアフリー化やセキュリティ強化などを図るための各種調査や提案等の検討を行うことを目的に、臨時的な協議又は調整を行う場として、山形県議会 議会機能強化検討会議（以下、「検討会議」という。）が設置された。

この検討会議においては、設置目的に加え、他の協議調整の場における検討状況や各会派からの意見等を考慮し、①「議会棟のバリアフリー化」、②「議会棟のセキュリティ強化」、③「審議状況等に関する中継設備の改善」の3項目について協議を行うこととされたところである。

これらの協議にあたっては、バリアフリー化に向けた議会棟での実地調査を行いながら、5回にわたり検討会議を開催し、調査・検討を進めてきたところであり、この度、これまでの協議の結果を報告書として取りまとめた。

報告書においては、“できるところから早急に改善する”観点に立ち、それぞれの項目について、「早期対応課題」と「中長期的な対応課題」とに分けたうえで対応の方向性を示し、特に「早期対応課題」については、具体的な対応内容も提言している。

検討会議での協議は、この報告書の取りまとめをもって終了することとするが、今後は、この報告書をもとに、執行部と十分に調整・連携を図りながら、スピード感を持って、計画的に対応していくことを求めるものである。



## Ⅱ 検討にあたっての基本的な考え方

### 1. これまでの経過

#### (1) 検討会議における協議項目

この検討会議は、議会におけるバリアフリー化やセキュリティ強化などを図るための各種調査や提案等を検討するため設置された協議調整の場であり、以下の3項目を協議することとした。

- ① 議会棟のバリアフリー化
- ② 議会棟のセキュリティ強化
- ③ 審議状況等に関する中継設備の改善

#### (2) これまでの検討状況

検討会議で調査検討を行うこととした検討項目のうち、「議会棟のバリアフリー化」については、今年度新たに設定したものである。

一方で、「議会棟のセキュリティ強化」及び「審議状況等に関する中継設備の改善」の2項目については、令和3年度に山形県議会デジタル化推進会議（以下、「デジタル会議」という。）において検討がなされ、令和4年3月に、中間報告が取りまとめられたところである。この2項目に係る中間報告の内容は以下のとおりである。

検討項目	評価・今後の検討・進め方（デジタル会議中間報告）
議会棟のセキュリティ強化	議会棟、執務室等の管理体制については、各議員の理解を得ながら、議会棟全体のあり方検討の中で、今後更なる検討が必要
審議状況等に関する中継設備の改善	大規模改修を要するため、議会中継方法も含めた、今後の更なる検討が必要

### 2. 検討の基本方針

検討会議においては、以下の2点を基本方針として、調査・検討を行うこととした。

- (1) 議会機能の強化に向けて、デジタル会議における中間報告を踏まえながら、ハード・ソフト両面から検討を行う。
- (2) ”できるところから早急に改善する” 観点に立ち、「早期対応課題」と「中長期的な対応課題」に分けて検討を行う。

なお、議会棟を含む庁舎等建物本体の維持修繕改修等工事は、執行部（総務部）が、関係部局分を取りまとめ、優先順位をつけて実施することとされている点にも留意した。

## Ⅲ 議会棟のバリアフリー化について

### 1. バリアフリー化の目的、考え方

バリアフリーは、日常生活を送るうえで妨げとなる障壁等を取り除くことで、障がいのある方も安心して生活できるようにする考え方である。検討会議では、以下の2つの視点から、山形県議会におけるバリアフリー化の取組みを検討した。

- ①障がい者も含めた幅広い層の県民が、議会活動に対して参画しやすい環境を整備する。
- ②（障がい者も含めた）県民が傍聴しやすい環境を整備するとともに、（障がい者も含めた）県民に対して、議会活動に関する情報提供を更に進める。

### 2. バリアフリー化に向けた検討方針

日常生活を送るうえで妨げとなる障壁（バリア）は、一般的に以下の4つのバリアがあるとされている。

#### ①物理的なバリア

公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリアのこと。

例えば、路上の放置自転車、狭い通路、急こう配の通路、ホームと電車の隙間や段差、建物までの段差、滑りやすい床、座ったままでは届かない位置にあるものなど。

#### ②制度的なバリア

社会のルール、制度によって、障害のある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアのこと。

例えば、学校の入試、就職や資格試験などで、障害があることを理由に受験や免許などの付与を制限するなど。

#### ③文化・情報面のバリア

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリアのこと。

例えば、視覚に頼ったタッチパネル式のみでの操作盤、音声のみによるアナウンス、点字・手話通訳のない講演会、分かりにくい案内や難しい言葉など。

#### ④意識上のバリア

周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障害のある人を受け入れないバリアのこと。

例えば、精神障害のある人は何をするか分からないから怖いといった偏見、障害がある人に対する無理解、奇異な目で見たりかわいそうな存在だと決めつけたりすることなど。

検討会議では、会議設置目的等を考慮し、これらのうち①「物理的なバリア」と③「文化・情報面のバリア」に関するバリアフリー化を検討した。

さらに、上記のバリアの分類に加え、障がいの内容（肢体不自由・視覚障がい・聴覚障がい）、対象者（議員・一般県民）等に応じた、きめ細やかな検討を行うこととした。

### 3. 本県議会棟におけるバリアフリー化の現状

#### (1) 本県議会棟の現状（バリアの分類や障がいの種別、対象者ごと）

主な障がいの内容	議員・執行部			一般県民		
	肢体不自由	視覚障がい	聴覚障がい	肢体不自由	視覚障がい	聴覚障がい
物理的バリア対応	・基本的には一般県民と同じ対応。 ・議会活動にあたって必要となる事項については、整理されていない。			・多目的トイレ（3か所） ・スロープ（玄関） ・車椅子対応エレベーター（3か所）	・点字ブロック（玄関-議場傍聴席入口） ・点字案内表示（4か所）	・手話通訳対応（傍聴席、依頼時のみ）
情報面バリア対応				・インターネット中継（本会議、予特）	・インターネット中継（本会議、予特）	

※盲導犬、聴導犬、介助犬の入場について、具体的な対応方法は未整備

#### (2) 他県との比較

令和4年4月1日現在

バリアフリー内容	1. 身障者専用傍聴席（議場）	2. 多目的トイレ	3. スロープ（玄関等）	4. 車椅子用昇降装置（リフト）	5. 車椅子対応エレベーター	6. 点字ブロック
山形県		○	○		○	○
実施団体	45	42	28	10	35	29

バリアフリー内容	7. 点字案内表示	8. オストメイト対応トイレ	9. 本会議での音声文字化表示		10. 手話通訳者		11. 手話を見る場所・方法			12. 盲導犬・聴導犬・介助犬の入場
			ネット中継	傍聴席	常時・一定配置	依頼時配置	傍聴席	傍聴席モニター表示	ネット中継	
山形県	○					○				
実施団体	16	18	2	4	16	37	35	12	17	31

※令和4年4月宮城県議会事務局調査

### 4. 今後の対応等

#### (1) 現状認識等

全体として、一定程度のバリアフリー化は進んでいる状況にあるものの、障がいの内容ごとの対応状況や他県との比較なども踏まえ、ハード・ソフト両面で、不足する部分の対応が必要である。

なお、議員が議会活動を行うためのバリアも想定されるが、この点については、現時点では整理されていない状況にある。そのため、障がいの内容・程度等により求められる対応は異なることや建物の物理的な制約にも留意したうえで、全体的な調査を行い、この結果を踏まえて検討することが必要である。

## (2) 早期対応課題への対応

本県議会棟における現状（バリアの分類、障がいの種別）や他県での実施状況、傍聴者の状況等を踏まえ、早期対応課題として、まずは以下の4点を設定し、早期に対応していくべきである。

なお、その後も傍聴希望者の要望等を聞きながら、“できるところから早急に改善する”考え方のもと対応していくべきである。

### ① 身障者専用傍聴席（議場）の確保

#### ○現状・課題等

身障者専用傍聴席（議場）が確保されていないところは、全国でも2県のみであることなどを考慮し、早急な対応が必要である。

#### ○対応

現在の傍聴席において、車椅子利用者を始めとする障がい者が、安全で傍聴しやすい専用席を確保するためには、座席や手すりの一部を撤去して、入口付近の床を拡張する工事が必要となると考えられる。

この工事は、車椅子の利用だけでなく、聴覚障がい者が手話を見る場所等にも活用できる十分なスペースと安全性を確保するとともに、議場の雰囲気にも適合したデザインや議会運営に支障のない工期設定にも配慮した設計及び施工が求められる。

また、障がいを持つ傍聴希望者に対するソフト面でのサポートの充実や手続きの明示内容等についても併せて検討すべきである。



### ② 盲導犬、聴導犬、介助犬の入場への対応

#### ○現状・課題等

盲導犬等の入場に関する具体的な対応方法は未整備であり、盲導犬等の利用者が傍聴を希望した際の具体的な対応等の整備と積極的な周知が必要である。

#### ○対応

盲導犬等利用者が傍聴を希望した場合の対応について、必要なサポート等を検討し、マニュアルとして取りまとめるとともに、これらの情報をホームページ等で周知するなど、関係する方々に届ける工夫をすべきである。



### 【補助犬啓発ステッカー】

補助犬は、目や耳、手足に障がいのある方をサポートする盲導犬、聴導犬、介助犬のこと。

身体障害者補助犬法に基づき、本来、補助犬ユーザーは一般の人が利用できる場所はどこでも利用可能。ステッカーがあることで補助犬の同伴を積極的に受け入れていることを示し周知を図っている。

## ③ インターネット中継の充実（主として聴覚障がい者を対象）

### ○現状・課題等

インターネット中継が聴覚障がい者に対応しておらず、手話通訳の画面表示や音声の文字化表示など早急な対応が必要である。

### ○対応

聴覚障がい者の中には、障がいの発生時期等により、手話を習得していない方もおり、音声の文字化表示は、こうした方も情報を得ることのできるツールである。一方で、誤変換の懸念もあることから、質疑等の状況が確実に伝達できる表示内容であることをしっかりと確認したうえで、まずはインターネット生中継の画面に、音声の文字化表示を導入すべきである。

なお、録画配信への導入については、その状況を検証したうえで改めて検討すべきである。



### 【音声の文字化表示を利用したインターネット生中継のイメージ】

出典：<https://udtalk.jp/post-3718/>



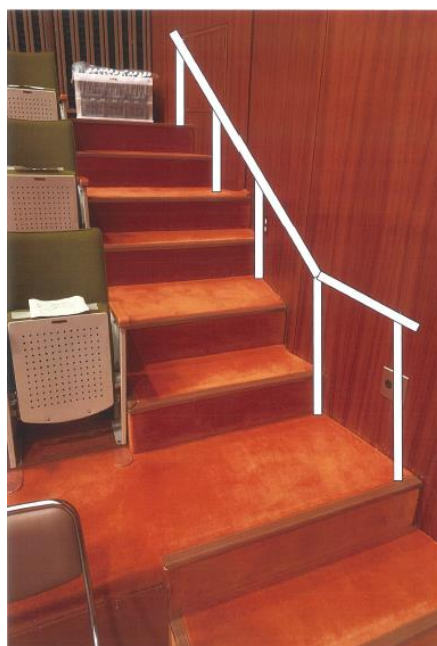
#### ④ 傍聴席壁側への手すりの設置

##### ○現状・課題等

傍聴者は高齢者が多く、傍聴席の階段が急であるため、特に災害時などにおいては転倒することが懸念される状況にあることから、高齢者等も安全に傍聴できる環境の整備が必要である。

##### ○対応

高齢者等の安全な移動や、災害時の避難行動をサポートするため、壁の両側に手すりを設置すべきである。



【手すり設置イメージ】

#### (3) 中長期的な対応課題への対応

##### ①一般県民（傍聴者）に向けた対応

一般県民(傍聴者)に向けた議会棟のバリアフリー化については、(2)に掲げる早期対応課題に対応することで、全体として全国水準を上回ることとなり、多くの障がい者に対して、傍聴する機会や審議状況等の情報を提供することが可能となるものと考えられる。

一方で、障がいの種別・程度は様々であり、その全てに対応できるようなハード面での事前準備は困難と思われる。

そのため、更なる議会棟のバリアフリー化に向けては、個別の事例に応じて、ハード・ソフト両面からの対応・サポートを行うことを基本とするとともに、こうした個別の対応事例を蓄積し、ハード面では、将来的な議会棟の大規模改修等の際に対応・整備していくべきと考える。

##### ②障がいを持つ議員が議会活動を行うにあたっての対応

障がいを持つ議員が議会活動を行うにあたっては、議会活動特有の様々なバリアがあると思われるが、障がいの種別・程度は様々であり、その全てに対応できるようなハード面や制度運用面での事前準備は困難と思われる。

そのため、現実的には、障がいを持つ議員の個別の事情に応じた対応について、当該議員等と協議しながら、県議会全体で検討していくことになると思われる。

一方で、現時点で想定される対応策等について、一定程度、事前に整理しておくことも重要であると考えられることから、議場・委員会室・執務室及びその動線等議会棟の実地調査を行った。(令和4年10月6日実施)



【検討会議委員による議会棟の実地調査の状況】

この調査結果等を踏まえ、現時点で想定される対応等を以下のとおり整理した。

障がいの種別	現時点で想定される主な課題・対応
肢体不自由 (車椅子利用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議場内の議員席が車椅子対応となっていないことから、例えば、議員席の一番前に車椅子専用席を設けるなどの対応が必要。この場合、議席番号に関わらない運用となることに留意。</li> <li>○車椅子利用者が議場内の演台での質問等ができないことから、例えば、車椅子利用者専用の演台を設置するなどの対応が必要。</li> <li>○予算特別委員長席は段差があることから、スロープを設置することが必要。</li> <li>○委員会室や執務室、エレベーター等の動線について、入口等が狭いと感じることもあると思われるため、個別の状況に応じたサポートが必要。</li> </ul>

視覚障がい	○議場・委員会室・執務室等には、視覚障がい者を誘導するための点字誘導表示等がなく、これらの場所をはじめ議会棟全体に誘導表示等が必要。 ○議案書や各種説明資料の内容等について、当該議員との十分な調整が必要。
聴覚障がい	○現在、音声のみで行っている案内や説明等のあり方・手法について、当該議員との十分な調整が必要。 ○特に、本会議や予算特別委員会での質問・答弁に関しては、何らかの配慮の要否も含めて検討が必要。
共通	○委員会調査活動や公務出張にあたっては、移動時等の支援に関する検討が必要。

今後は、この実地調査に基づく事前整理の内容に加え、今後蓄積される個別の対応事例等を踏まえ、ハード面については、将来的な議会棟の大規模改修等の際に対応・整備していくべきと考える。

#### IV 議会棟のセキュリティ強化について

##### 1. デジタル会議における中間報告

議会棟のセキュリティ強化については、デジタル会議において、「北棟受付での入退室管理体制（ID認証や監視カメラ等）の整備」や「入退室管理体制と連動した新たな登庁表示システムの構築」などを検討項目として想定し、「議会棟、執務室等の管理体制については、各議員の理解を得ながら、議会棟全体のあり方検討の中で、今後更なる検討が必要」との中間報告がなされたところである。

##### 2. 現状、課題等

###### (1) 北棟受付での入退室管理

北棟受付では、業務委託により東側通路出入口に専任の受付職員を配置し、電話対応や来庁者案内、議員・来庁者の入退室の状況等の確認を行っている。また、議員や事務局からの依頼事項への対応（湯茶接待、資料配布等）などについても、この委託業務の中で対応している。

一方で、北棟3階西側通路出入口は、ローパーティションで仕切りを設けているのみであるため、受付職員の目が届かず、入退室の状況が確認できない状況にある。

###### (2) 入退室管理体制と連動した新たな登庁表示システム

議員の登庁表示は、北棟受付で議員がスイッチを押すことで表示される仕組みとなっている。入退室管理をID認証等により行うこととした場合は、これと連動させることにより、デジタル化された登庁表示システムの構築が可能となる。しかしながら、現在のシステムは、執行部（知事、副知事、総務部



長)の登庁情報と連動しており、新たな登庁表示システムの構築にあたっては、執行部との調整が必要である。

### 3. 今後の対応等

#### (1) 早期対応課題への対応

##### ①北棟3階西側通路出入口における入退室管理の強化

北棟3階西側通路出入口の状況は、不審者の侵入が懸念されるなど危機管理上大きな課題である。その対応については、出入口の閉鎖や自動ドアの設置など廊下を区画することへの法規制の内容等を踏まえ、監視カメラを設置し、監視体制を構築すべきである。

#### (2) 中長期的な対応課題への対応

北棟受付におけるセキュリティの強化(北棟西側通路出入口への対応を除く)は、デジタル化会議の中間報告やこれらの取組みによる具体的な効果、各議員の現状認識等を踏まえ、まずは、中長期的な対応課題として位置づけ、他県の状況調査など研究を継続していくべきである。

なお、具体的な対策の検討・実施にあたっては、執行部と十分に連携すべきである。

## V. 審議状況等に関する中継設備の改善について

### 1. デジタル会議における中間報告

審議状況等に関する中継設備の改善については、デジタル会議において、「議場、予特室の映像送出システムのデジタル化への移行」などを検討項目として想定し、「大規模改修を要するため、議会中継方法も含めた、今後の更なる検討が必要」との中間報告がなされたところである。

### 2. 現状、課題等

現在、山形県議会では、本会議等の状況をライブ配信や録画により、ホームページから閲覧することができる。その中継設備は、現在の主流であり画像の編集等を容易に行うことができるデジタル方式ではなく、撮影した画像をそのまま流すアナログ方式の設備である。

現在の中継設備については、一部県民からは、画質が悪い、音割れして聞き取りにくい旨の苦情も寄せられているほか、老朽化に伴い修繕等を繰り返しながら使用している状況にある。修繕等に必要な現行システム対応の映像機器(カメラ等)が徐々に少なくなっており、早急な対応が必要である。

なお、現在のシステムは、執行部の中継システムと連動しており、中継設備の改善に向けては、執行部との調整が必要となる。

### 3. 今後の対応等

議会活動に関する情報を広く発信するにあたって、インターネットによる議会中継は重要なツールとして位置づけられ、機器の故障等により中継ができなくなる事態は避けるべきである。また、デジタル方式への移行により、ク

リアな画面表示など機能強化も期待できる。

一方で、設備の更新は、執行部と連携した対応が必要となることに加え、大規模な改修を伴い多額の事業費が必要となることが想定されることも踏まえ、執行部に対して、議会中継に支障を生じさせないように、早急で計画的な改善を働きかけるべきである。

## VI 検討会議における検討の経過

会議開催日	検討内容
令和4年5月27日 【第1回検討会議】	○協議事項の確認及び検討の進め方について ○議会棟のバリアフリー化の現状（他県の状況等）について
令和4年9月26日 【第2回検討会議】	○議会棟のバリアフリー化の現状と今後の対応について ○セキュリティの強化に向けた課題等について ○中継設備の改善に向けた課題等について
令和4年10月6日 【第3回検討会議】 ※議会棟実地調査も併せて実施	○議会棟のバリアフリー化に向けた実地調査について ※議場・委員会室・執務室等の状況について、実際に車椅子を利用して確認・調査 ○実地調査を踏まえた対応の検討について
令和4年12月15日 【第4回検討会議】	○検討結果報告書（素案）の検討について
令和5年2月27日 【第5回検討会議】	○検討結果報告書（案）の検討について

## 山形県議会 議会機能強化検討会議委員名簿

座 長 奥 山 誠 治

副 座 長 今 野 美 奈 子

委 員 梶 原 宗 明

委 員 青 木 彰 榮

委 員 柴 田 正 人

委 員 渋 間 佳 寿 美

委 員 石 黒 覚

委 員 榎 津 博 士

(※正副座長以外は議席番号順)

令和4年度

山形県議会広報・広聴委員会報告書

令和5年3月13日

山形県議会広報・広聴委員会

## 目 次

1	協議の経過及び結果について（概要）	1
2	令和4年度議会広報・広聴事業実績	2
3	令和5年度議会広報・広聴事業計画	7
4	山形県議会広報・広聴委員会委員名簿	10

### （参考資料）

○	令和4年度生徒・学生と県議会議員との意見交換会の実施状況について	11
---	----------------------------------	----

## 1 協議の経過及び結果について（概要）

山形県議会広報・広聴委員会は、県議会の活動状況を広く県民に伝えるとともに、県民の声を広く聴き、県民に県議会を身近に感じてもらうための取組みを進めるため、今年度6回の委員会を開催した。

委員会では、広報誌の編集やテレビ広報番組の企画、「議場演奏会」、「県議会ギャラリー」、「生徒・学生と県議会議員との意見交換会」の実施方法等について協議を重ねながら、多岐にわたり県議会の活動に関する広報・広聴の充実に努めた。

新型コロナウイルスの収束が見通せない中、委員会では、感染状況に配慮した議会広報活動に努めてきた。今年度は、若者に県議会を身近に感じてもらう取組みとして「県議会ギャラリー」での高校生による展示内容の発表会を実施し、議員との交流を図ったところである。

来年度の広報・広聴事業の方針等については、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同じ5類に移行するのに伴い、議場演奏会の一般公募を再開するとともに、より効果的な情報発信の在り方や時代に即した手法について検討していく必要があると思われる。また、成年年齢引下げに伴い、若者に県議会を身近に感じてもらい政治に関心を持ってもらう取組みについても引き続き検討が必要である。

今後とも、開かれた県議会を目指し、議会の活動状況を広く県民に伝えるとともに、県民の意見を広く聴くための方策について、調査・検討を深めていくことを希望するものである。

## 2 令和4年度議会広報・広聴事業実績

### 1 広報誌等

#### (1) 「県議会だより」の発行

県民に議会活動の概要を伝えるため、年6回発行し、県広報誌「県民のあゆみ」に合冊して全戸配布（約40万部）した。

号	発行日	主な掲載内容
第90号	令和4年5月1日	令和4年2月定例会の概要、3特別委員会における議会政策提言
第91号	令和4年7月1日	常任委員会の紹介、トピックス
第92号	令和4年9月1日	令和4年6月定例会の概要、トピックス
第93号	令和4年11月1日	令和4年9月定例会の概要、トピックス
第94号	令和5年1月1日	議長の新年の挨拶、決算特別委員会の概要
第95号	令和5年3月1日	令和4年12月定例会の概要、トピックス

#### (2) 「県議会やまがた」の発行

県民に議会活動を詳細に伝えるため、定例会ごとに年4回・各3,500部発行し、市町村、県内主要団体、NPO法人、大学・短大等へ配布した。

号	発行月	主な掲載内容
第37号	令和4年5月	令和4年2月定例会の概要
第38号	令和4年8月	令和4年6月定例会の概要
第39号	令和4年11月	令和4年9月定例会の概要
第40号	令和5年2月	令和4年12月定例会の概要

#### (3) 若者向け広報紙「県議会ナビ」の発行

選挙権年齢の引下げを踏まえ、高校生を中心とした若者に県議会を身近に感じてもらい、県議会に対する興味を持ってもらうため、40,000部を発行、県内の高校・大学等へ配付。なお、山形大学公認フリーペーパーサークル「Y-a i！（ヤイ）」に協力を依頼し、若者の感性を活かした紙面構成とした。

号	発行月	主な掲載内容
第7号	令和4年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県議会議員との意見交換会</li> <li>・ 学生に政治や選挙について聞いてみました等</li> </ul>

#### (4) 「県議会のしおり」の配布

議会の役割、活動内容の周知を図るため、「県議会のしおり」を議事堂見学者等に配布した。

また、視覚障がいのある方向けに作成した点字版「県議会のしおり」についても、議事堂見学者への配布や県議会ロビーに備え付けるなどして活用した。

## 2 議場演奏会

県民に県議会を身近に感じてもらい、県議会に対する理解と関心を深めてもらうことを目的として、「議場演奏会」を開催した。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、議場演奏会のみで開催とし、聴衆者は一般公募に替え、当日の傍聴者等とした。

### ■ 開催概要

- ・ 開催日 令和4年12月13日
- ・ 聴衆 50名（傍聴席定員数上限）
- ・ 実施内容 議場における山形交響楽団による弦楽合奏の鑑賞

## 3 県議会ギャラリー

より多くの県民から県議会へ足を運んでもらう機会を設けるとともに、県民、特に若者に県議会を身近に感じてもらい、県議会に対する理解と関心を深めてもらうことを目的として、県内の児童・生徒・学生の文化活動の展示スペース「県議会ギャラリー」を提供した。

令和4年度は、展示を行った高校生に議事堂で発表を行ってもらうなど、引き続きコロナ禍においても県議会ギャラリーに足を運んでもらえることを目指した展示を行った。



展示期間	展示内容
令和4年6月2日 ～6月21日	「山形県緑の少年団」の各地域における活動状況
令和4年9月16日 ～10月7日	第46回全国高等学校総合文化祭「とうきょう総文2022」 (写真部門) 参加作品
令和4年12月1日 ～12月20日	「全国産業教育フェア」に本県から参加し、成果発表を行った高等学校の活動状況
令和5年2月20日 ～3月16日	山形県児童生徒版画作品展の入賞作品
令和5年3月9日 ～3月16日	第70回県内高等学校建築設計デザインコンクールの入賞作品

## 4 インターネット

### (1) 県議会ホームページの運営

定例会・各常任委員会・3特別委員会・議会運営委員会の概要、地域議員協議会の内容や県議会のトピックスなど、議会の動きをわかりやすくタイムリーに掲載した。

### (2) 議会インターネット中継の配信

県議会のホームページ上で、「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の生中継及び録画中継を配信した。令和2年2月定例会にスマートフォン等向けの配信を開始して以降、回平均アクセス件数は増加傾向にあり、今年度（令和5年1月31日時点）は10,575件（生中継：4,288件、録画中継：6,287件）となっている。

### (3) 会議録検索システムによる会議情報の提供

会議録検索システムに「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の会議録を登録し、県議会ホームページ上で、会議録の検索、閲覧、印刷、ダウンロードに対応した。

## 5 県議会テレビ広報番組（県政広報番組枠の活用）

### (1) YBC「やまがたサンデー5」（15分番組）の活用

放映日	タイトル	主な内容
令和4年9月18日	若者と熱く語る！ ～開かれた山形県議会～	山形大学生と県議会議員との意見交換の様子、副議長及び広報・広聴委員長インタビュー
令和4年12月25日	県議会によろこそ！ ～県民と奏でるハーモニー～	議場演奏会及び県議会ギャラリー高校生展示・発表会の様子、議長インタビュー

### (2) 県政広報番組を活用した定例会の告知

県政広報番組の告知枠を利用し、各定例会の日程と傍聴案内の告知を行った。

## 6 総合支庁における議会中継

各総合支庁・地域振興局ロビーにおいて、「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の中継を実施した。

## 7 報道機関（パブリシティ）の活用

生徒・学生との意見交換会等について、県庁記者クラブへ情報を発信した。

## 8 広聴事業

### (1) 生徒・学生と県議会議員との意見交換会

生徒・学生に県議会を身近に感じてもらい、主権者としての政治参加意識の醸成を図ることを目的として「生徒・学生と県議会議員との意見交換会」を開催した。

地域バランスを考慮して4校（県内4地域から1校ずつ）で開催した。出席した議員は、正副議長、広報・広聴委員を中心に1校につき5名の延べ20名、参加した生徒数は149名であった。

意見交換会は、参加した生徒の発言の機会を確保するため、活動報告やワークショップを取り入れて実施し、各校が設定したテーマを基に、幅広い内容で活発な意見が交わされた。

## ■開催概要

開催日	学校名（所在地）	出席議員数	参加者数
令和4年7月19日	県立置賜農業高校（川西町）	5名	9名
令和4年9月2日	山形大学（山形市）	5名	10名
令和4年10月21日	県立農林大学校（新庄市）	5名	107名
令和4年11月1日	酒田市立酒田看護専門学校（酒田市）	5名	23名

※意見交換会の内容については、山形大学公認サークルY－a i！（ヤイ）の協力により作成した若者向け広報誌「県議会ナビ」を活用し、政治・選挙に関する情報などと合わせて発信した。

### （2）山形大学との意見交換会

若者向け広報誌「県議会ナビ」の編集内容や若者から県議会に興味を持ってもらうための方法等について、山形大学公認サークルY－a i！（ヤイ）の学生と意見交換を行った。

### 3 令和5年度議会広報・広聴事業計画

#### 1 広報誌等

##### (1) 「県議会だより」の発行（県広報誌「県民のあゆみ」との合冊）

項目	「県議会だより」	「県民のあゆみ」
発行回数	年6回掲載 5月号〔2月定例会分〕 7月号〔企画記事〕 9月号〔6月定例会分〕 11月号〔9月定例会分〕 1月号〔決算特別委員会分〕 3月号〔12月定例会分〕	年6回 隔月奇数月
ページ数	各号見開き2ページ（1月号は1ページ）	各号16ページ
配布先	全戸配布（約40万部）	同左
備考	幅広い年代が見ることから、より分かりやすく伝える紙面となるよう工夫していく。	

##### (2) 「県議会やまがた」の発行

発行回数	年4回（4定例会毎）
ページ数	各号タブロイド版 4ページ
配布先	県内市町村、主要団体、NPO、大学・短大等（3,500部）

##### (3) 若者向け広報紙「県議会ナビ」の発行

発行回数	年1回
ページ数	A4版見開き4ページ
配布先	県内高等学校、大学・短大等（約4万部）

##### (4) パンフレットの配布等

議会についての理解や関心を高めるため、「県議会のしおり」等を議事堂見学者等に配布する他、様々な媒体を活用し情報発信を行っていく。

#### 2 議場演奏会と議会見学会

県民に県議会を身近に感じてもらい、県議会に対する理解と関心を深めてもらうことを目的として、「議場演奏会と議会見学会」を開催する。

### 3 県議会ギャラリー

より多くの県民から県議会へ足を運んでもらうきっかけとなることを目指すともに、特に若者に県議会を身近に感じてもらい、県議会への理解と関心を深めてもらうことを目的として、県内の児童・生徒・学生が学校の授業や部活動などで制作した作品の展示スペース「県議会ギャラリー」を引き続き提供する。

### 4 インターネット

#### (1) 山形県議会ホームページの運営

定例会・臨時会の概要や各委員会の活動状況等、様々な議会情報を引き続き一元的に掲載していく。また、県議会トピックスとして、上記以外の多様な活動も積極的に発信する。

#### (2) 議会インターネット中継の配信

県議会のホームページ上で、「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の生中継及び録画中継を配信する。

#### (3) 会議録検索システムによる会議情報の提供（※平成4年分から）

「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の会議録全文については、検索システムにデータを格納し、ホームページから閲覧できるようにする。

### 5 県議会テレビ広報番組（県政広報番組枠の活用）

県政広報番組枠を活用し、議会広報番組の放映を実施する。

#### (1) テレビ

県政広報テレビ15分番組による議会活動の紹介、会期告知等

#### (2) ラジオ

「定例会・地域議員協議会」開催の告知等

### 6 総合支庁における議会中継

各総合支庁・地域振興局ロビーにおいて、「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の中継を実施する。

### 7 報道機関（パブリシティ）、各種広報媒体の活用

報道各社に対し、議会活動の積極的な情報提供を行うほか、県広報広聴推進課所管の広報媒体の活用や市町村等の広報媒体を活用した広報に努める。

## 8 広聴事業

### (1) 生徒・学生と県議会議員との意見交換会

生徒・学生に県議会を身近に感じてもらい、主権者としての政治参加意識の醸成を図るため引き続き開催する。なお、意見交換会の開催にあたっては、地域バランスを考慮して実施校の選定（原則として各地域1校ずつ）を行い、参加生徒の発言の機会を確保するため、参加校の意向を踏まえ、ワークショップや活動発表等を取り入れながら実施する。

### (2) 山形大学生との意見交換会

若者から県議会に興味を持ってもらうための方法や若者の政治参加を目的に、引き続き開催する。

## 山形県議会広報・広聴委員会委員名簿

委員長	五十嵐	智	洋
副委員長	梅	津	庸成
委員	今	野	美奈子
委員	高	橋	淳
委員	遠	藤	寛明
委員	相	田	光照
委員	遠	藤	和典
委員	梶	原	宗明
委員	関		徹
委員	鈴	木	孝

# 参 考 资 料





# 令和4年度 生徒・学生と県議会議員との意見交換会 の実施状況について

## I 総括

### 1 実施校

生徒・学生と県議会議員との意見交換会は、平成27年度の試行を踏まえて、28年度から本格実施している。令和4年度は、4校（県内4地域から1校ずつ）との意見交換を実施し、正副議長、広報・広聴委員を中心に延20名の議員が意見交換会に出席した。

学校名	開催月日	出席議員数	参加者数	開催場所
県立置賜農業高等学校	7月19日（火）	5名	9名	学校（川西町）
山形大学	9月2日（金）	5名	10名	学校（山形市）
県立農林大学校	10月21日（金）	5名	107名	学校（新庄市）
酒田市立酒田看護専門学校	11月1日（火）	5名	23名	学校（酒田市）
合 計		20名	149名	

### 2 意見交換の概要

各校で設定したテーマを基に意見交換を行った。意見交換では、参加した生徒の発言の機会を確保するため、ワークショップや活動発表を取り入れて実施した。

#### 【意見交換の項目】

##### ■活動報告+質疑応答形式（1校）

#### （1）県立置賜農業高等学校

##### 【活動発表テーマ】

- ① 置農生徒会の新たな取組みの提案
- ② 農業クラブ活動を通して、農業の魅力を感じてもらい、後継者を増やすためには何ができるか。

##### 【質疑テーマ】

- ① 若者の政治参加について
- ② 若者の回帰・定着について

## ■質疑応答形式（2校）

### （1）山形大学

#### 【テーマ】

- ① コロナ禍後の観光業のあり方
- ② 豪雨などの災害対策の現状と今後
- ③ 県立図書館の「今」と「これから」

### （2）県立農林大学校

#### 【テーマ】

今後の農業経営・林業の発展方策等について

## ■ワークショップ形式（1校）

### （1）酒田市立酒田看護専門学校

#### 【テーマ】

人間の多様な価値観を尊重する

～LGBTQ&SOGIの人たちが生きやすい社会を構築するために

看護師を目指す私たちができること～

## 3 アンケート結果の概要

### （1）意見交換会を実施しての感想

参加した生徒からは、議員の考えを直接聞くことができる点や議員に直接質問することができる点において好意的な意見が多く寄せられ、意見交換会が議会や議員を身近に感じてもらう契機となっていることがうかがえる。

一方で、時間配分や質疑項目の選定について改善を求める意見もあった。

#### 【感想（主なもの）】

##### ① 議員との意見交換について

- ・様々な意見を議員の方と話すことが出来たのはとてもよい機会となった。考え方が変わったこともあり、とても貴重な時間になった。
- ・1つ1つの質問に対して、分かりやすく、かつ明確に説明して下さったのが非常に良かった。回答に加えプラスαの情報を提供して頂いたのもとても参考になった。
- ・学生の質問に対し、しっかり答えながら、逆に質問して考えさせるということもあり、とてもよい意見交換会だと思った。
- ・県での実際の実践の取り組みや考えを聞きながら意見交換ができて良かったです。設定したテーマについて、改めて考える良い機会になった。
- ・県議会議員という堅いイメージがあったが、質問への回答の際などに、ユー

モアを交えながら回答してくださり、イメージが変わった。

- ・全体として、時間が短く、用意した質問とそれに対する回答だけで終わってしまったので、もっと議論ができるような時間があればよいと感じた。
- ・ありきたりなテーマではなく、若い世代が真に関心を持つトピックについて両者が腹を割って交流できれば、面白くかつ意味のある意見交換会になると思う。  
など

## ② 政治や選挙への関心について

- ・今回、意見交換に参加させていただき、議員の方々がどんなことを考えているのかを知ることができたので良かった。また、私自身が思っていることを伝えることで、山形県がより豊かになっていって欲しいと思った。
- ・意見交換会の場で、地域の課題等について話せたので、今後の活動に活用し、役立てていきたい。
- ・山形県のよりよい街づくり・地域活性化のために、学生の若い意見が取り入れられ、山形県がこれからのいい方向に進んでいって欲しいと強く思った。
- ・今回初めて県議会議員のみなさんと話をしましたが、自分の想像以上に市民の要望が必要とされていることを実感できる機会となったと思う。
- ・議員の方は真摯に回答してくれて、様々なことを知ることが出来た。県議会議員はニュースでもあまり扱われないので、こうして実際に対話することで、県議会に対する関心が湧いた。
- ・農業は若い世代の参入が少ない中、農林大学校の生徒や県議会の取組みが大事だと感じた。
- ・今日の意見交換でよりLGBTQ&SOGIについて考えることが出来、私たちがすべきことを議員の方と話し合うことができました。
- ・自分達ではわからない行政で行っている政策について貴重な意見を聞き、LGBTQ&SOGIについての考えを深めることができた。まだまだ世間では認知されていないことを、自分たちが積極的に学び広めていきたいと思った。  
など

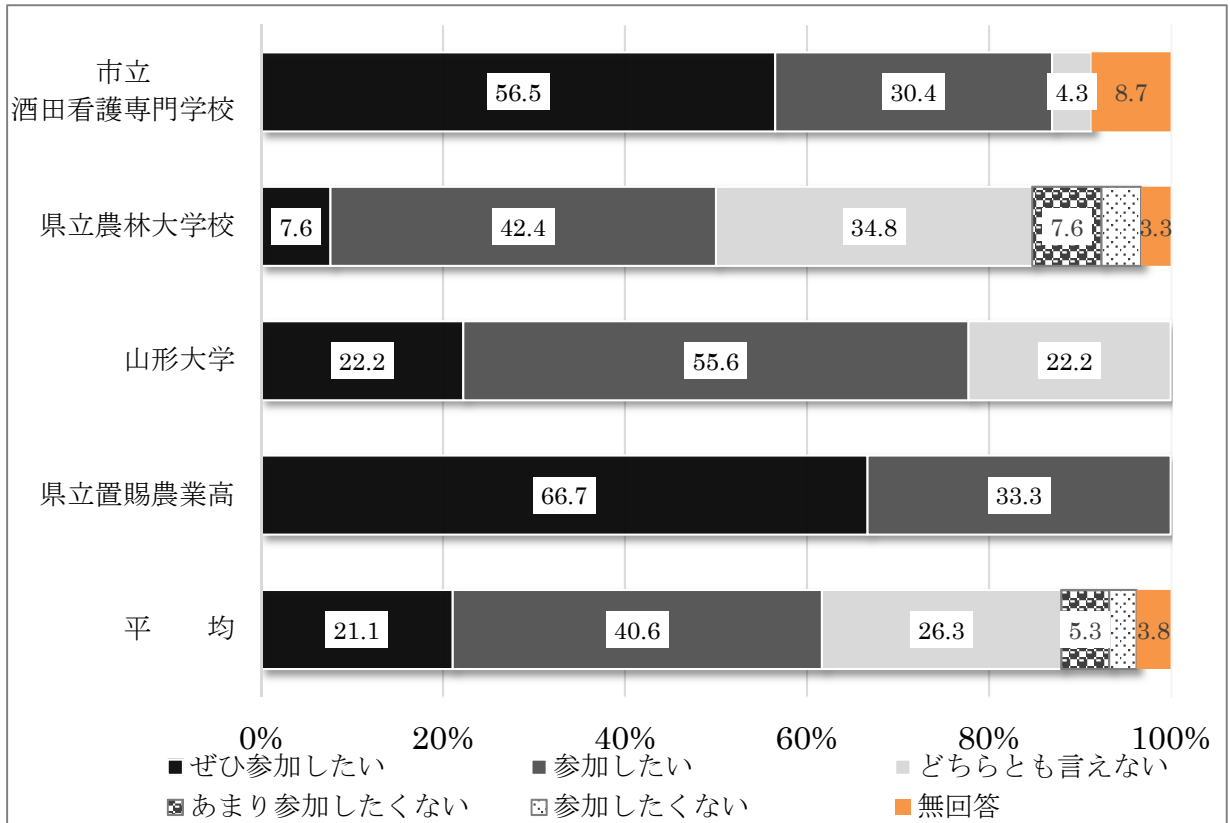
## ③ その他

- ・若者への支援を十分にしているとのことだが、なぜ毎年農家が減っているのかが気になった。若者が農業に誇りを持って参加するためにはどうすればいいかなどもう少し細かく聞きたい。
- ・農家は農業者人口が減って焦っているのに、県はそうでもないのかなと、熱意の差を感じた。もっと個人農家一人ひとりに寄り添ってほしいと強く思った。女性議員の方の話も聞いてみたい。  
など

## (2) 今後の参加希望について（実施後のアンケートより）

各校の回答を集計すると「ぜひ参加したい」と「参加したい」で約60%を占め、全体として好意的に受け止められている。特に、活動報告やワークショップを取り入れて実施した学校では、好意的な評価が多い傾向が見られる。

### 参考／アンケート集計結果



## (3) 政治への関心を高め、県議会を身近に感じてもらうための提案

意見交換会の拡充を求める意見が最も多く、次いで、SNS（YouTube、Twitter、インスタグラム、TikTok等）や各種広報媒体（ポスター、新聞、ラジオ等）を活用した若者への情報発信の強化を求める意見が多く見られた。その他、学校の授業への導入や政治や議会の難しい・堅苦しいイメージの払拭などの意見が見られた。

- ・今回の意見交換会のような、議員の方がどんな活動をしているのかを伝える活動を増やす。
- ・学校での意見交換会や交流会などをもっと増やし、議会の仕組み、大切さ、面白さを説明する。
- ・県議会と聞くと難しそうという印象がやっぱりあるので、機会があれば、高校

や中学校などの生徒との交流をもっと増やす。

- ・ SNS (YouTube、Twitter、Instagram、TikTok等) などの活用。
- ・ 若者は同世代の影響をより受けやすいように感じるため、政治や県議会の宣伝に学生等の若い世代を起用する。
- ・ SNS、ポスター、新聞、ラジオ、対話、講義など様々な媒体を通して情報発信を行う。
- ・ 政治に関わる上でのメリットがあまりわからないので、それがわかると良い。広報誌で若者に関心を持ってほしいなら、年1回では少ないと思う。配布場所も増やしていけばよい。
- ・ パンフレットなどでは効果が薄いと思う。今回のような実際に議員の方と話す機会をたくさん作ればとても良い。
- ・ 政治に対するイメージとして、自分事とは考えづらいというのがあると感じるので、身近なところに政治があることを知ってもらう必要がある。
- ・ 若者を主対象とした政策や身近な取組みがもっとあれば関心を持ちやすい。
- ・ 議会で話し合われた内容等を分かりやすく、簡単にまとめたものを授業で学ぶ機会があれば、関心を高めることができるのではないか。
- ・ 傍聴、見学を学校で行う (社会科見学など)
- ・ ZOOMなどでの議会の中の見学。
- ・ 今回の意見交換会では、事前に質問・意見を準備する必要があったので、自分たちで山形県の政治について調べる機会があった。情報を学生に発信するだけでなく、学生のほうから政治について考える機会があると良い。                      など

## II 学校ごとの実施状況

### 1 県立置賜農業高等学校

開催日	令和4年7月19日（火）
開催場所	県立置賜農業高等学校（川西町）
出席議員	坂本貴美雄、榎津博士、矢吹栄修、相田光照、高橋淳
参加者	生徒会及び農業クラブ 役員 9名
意見交換の概要	<p>生徒から活動状況の報告をいただいた後、「若者の政治参加」と「若者の回帰・定着」をテーマに生徒と議員が意見交換を行った。</p> <p>【主な意見等の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・政治と聞くと難しく感じていたが、議員の「自分たちがやりたいと思ったことは行政を巻き込んで実現へ向けて動いてみてほしい」との話を聞き、自分も町を賑やかにしていくために、積極的に取り組んでみたいと感じた。</li><li>・育った町で生活する中で地元の魅力を感じることができれば、若者の回帰・定着につながるのではないかと。</li><li>・農産物がおいしいことに加え、町に住む人の優しさが町の魅力である。これらを併せて発信していくことが重要なのではないかと。</li><li>・若者が回帰・定着するためには、交通の便がよいことが重要ではないかと。</li><li>・自然も確かに魅力だが若者にとってはショッピングができる場所や遊べる場所も必要。</li></ul>

## 2 山形大学

開催日	令和4年9月2日（金）
開催場所	山形大学（山形市）
出席議員	加賀正和、伊藤重成、青柳安展、五十嵐智洋、今野美奈子
参加者	人文社会科学部学生 10名
意見交換の概要	<p>「コロナ禍後の観光業のあり方」、「豪雨などの災害対策の現状と今後」、「県立図書館の「今」と「これから」」をテーマに意見交換を行った。</p> <p><b>【意見の主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍後の観光業のあり方について          コロナ禍においては入国時の手続きに時間がかかるなど、対応に不安が残った。このような対応では入国時の不十分な待遇を懸念し、インバウンド客が減少する恐れがある。再流行を想定して事前の対策が必要ではないか。</li> <li>・豪雨などの災害対策の現状と今後について          近年の異常気象の増加に伴い、日本中で豪雨災害が発生している。山形県でも今年8月の豪雨で大きな被害が出た。2020年7月にも最上川の氾濫が発生しており、豪雨や河川の氾濫への対策が必要不可欠である。また、都市部においては、十分な排水能力の確保や事前の冠水箇所の予測が重要である。</li> <li>・県立図書館の「今」と「これから」について          子供たちの読書の機会や教育格差の是正のために、公立図書館は意義のある場所である。若者に本に触れてもらう機会を増やすため、図書館にカフェを併設したり、町なかのお店などに図書コーナーを分散して設置することで、町全体が一つの図書館になるような取組みもよいと思う。</li> </ul>



### 3 県立農林大学校

開催日	令和4年10月21日（金）
開催場所	県立農林大学校（新庄市）
出席議員	加賀正和、船山現人、菊池大二郎、梅津庸成、梶原宗明
参加者	学生 107名
意見交換の概要	<p>「今後の農業経営・林業の発展方策等」をテーマに、意見交換を行った。</p> <p>【意見の主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生の頃、農業は「3Kの職業だ」と言われたことがある。しかし、私はそのようなイメージを全く持っていない。農業を発展させるためには、私のような意識を持った若い担い手を育成することが必要だと思う。</li> <li>・農業の発展のためには、県内の人材だけでなく、県外からの新規就農者の参入が重要だと思う。令和6年に開学する「東北農林専門職大学（仮称）」は県外の人材を県内に呼び込む良い機会になると思う。</li> <li>・農林大学校を卒業した後、削蹄師として県外の農業法人に就職する予定だが、畜産法人等では、産休・育休取得の実績がほぼないと聞いている。出産時などに休暇を取得しやすい環境づくりに力を入れてほしい。</li> <li>・森林ノミクスの推進に向けて「広葉樹の利用（建築用材）」がキーワードになっている。一方、コロナ禍によるウッドショックも落ち着き、製材所でも受入れ制限が始まり、木材価格の低迷や需要の減少が予想される。木材価格の安定と需要拡大を図りながら、林業分野での雇用を創出していく必要がある。</li> </ul>

#### 4 酒田市立酒田看護専門学校

開催日	令和4年11月1日（火）
開催場所	酒田市立酒田看護専門学校（酒田市）
出席議員	加賀正和、小松伸也、関徹、遠藤和典、遠藤寛明
参加者	1年生 23名
意見交換の概要	<p>「人間の多様な価値観を尊重する～LGBTQ&amp;SOGIの人たちが生きやすい社会を構築するために看護師を目指す私たちができること～」をテーマに、5つのグループ（1班あたり学生4名又は5名・議員1名）を編成し、テーマに沿ったグループワークと成果発表を行った。</p> <p>【発表の主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LGBTQであることを言いやすい環境づくりが大事。看護師も自分の「普通」を押し付けず、受け入れていることを態度で示す。</li> <li>・LGBTQという言葉自体が差別につながっており、SOGIを広めていく方が差別をなくしていけるのではないかな。</li> <li>・若者はLGBTQなどについて授業で習うが、授業で習っていない高齢者ほどその理解に乏しいと思うので、病院にポスターを掲示する、病院内で学ぶ機会を設けるなど、皆が知っている環境をつくっていくべき。</li> <li>・LGBTであるかどうかについて、入院の際に確認する。LGBTであることを本人の許可を得て、病院スタッフ間で共有してはどうか。</li> </ul>

---

# 令和4年度政策提言

---

令和5年3月15日

山形県議会

# 目次

提言に当たって	1
---------	---

## まち（まちづくり・交通インフラ対策特別委員会）

### 提言1 地域交通インフラ・ネットワークの充実

(1) 地域公共交通の維持・確保に向けた取組みの推進	2
(2) 広域交通ネットワークの充実	4

### 提言2 地域運営を維持するための環境整備

(1) 希薄となった地域内交流の再生と地域リーダーの育成	5
(2) 地域活動の効率化に向けたデジタル技術の活用の促進	6
(3) 空き家や空き地の利活用の促進	7

## ひと（生涯健康・子ども支援対策特別委員会）

### 提言1 子どもの貧困に対する支援の充実・強化

(1) 子どもの貧困を未然に防止するための学校等における教育支援の充実	10
(2) 家庭生活への支援による子どもの貧困対策の推進	11
(3) 子どもの貧困に対する地域社会における包括的な支援の強化	12

### 提言2 医療に頼らない健康維持の取組みの推進

(1) 食による健康維持の取組みの推進	14
(2) 運動による健康維持の取組みの充実・強化	15
(3) 健康維持の取組みの環境整備と体制づくり	16
(4) 先進的な技術の活用などによる健康維持の取組みの促進	17

## しごと（デジタル化・脱炭素社会対策特別委員会）

### 提言1 生産性向上に向けた農業と建設業のデジタル化の促進

(1) デジタル人材の育成・確保	20
(2) 農家の経営力・販売力の強化につながるデジタル技術の導入促進	21
(3) 中小建設事業者のデジタル化支援とICT活用工事の普及	22

### 提言2 「ゼロカーボンやまがた2050」の実現に向けた農林業の活性化と新産業の創出

(1) 県民や事業者の意識啓発と機運醸成	23
(2) 森林資源の有効活用の促進	24
(3) 環境保全型農業の促進	25
(4) 再生可能エネルギーの導入を契機とした新産業の創出	26

## 提言に当たって

本県議会は、二元代表制の一翼を担い、県意思を決定する議事機関としての機能、県行政執行の監視機能に加え、山形県の将来と県民の幸せを目指した県勢の発展のため、政策提言を実施してきた。

令和4年度は、3年間に及ぶ新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、急激な人口減少が進む中であって本県が将来にわたり活力を維持し成長し続けられるよう、喫緊の県政課題に着目し、「地域交通インフラ・ネットワークの充実」、「子どもの貧困に対する支援の充実・強化」、「生産性向上に向けた農業と建設業のデジタル化の促進」など6つの政策提言を取りまとめたところである。

取りまとめに当たっては、「まち・ひと・しごと」の区分に応じた「まちづくり・交通インフラ対策」、「生涯健康・子ども支援対策」、「デジタル化・脱炭素社会対策」の3つの特別委員会において、令和2年度からの新しい運営方針の下、委員間討議をより活発に行ったことに加え、外部専門家からの意見聴取や関係者との意見交換、先進事例の現地調査を積極的に行うとともに、今年度は政策提言の充実に向けた諸事業として全議員対象の研修会を開催するなど、年間を通じて、幅広い角度から審査・調査を行ってきたところである。

知事はじめ執行部におかれては、本提言が議会の総意として取りまとめられたものであることを真摯に受け止め、今後の具体的な施策を推進されるよう強く望むものである。

令和5年3月15日

山形県議会議長 坂本 貴美雄

## 提言 1 地域交通インフラ・ネットワークの充実

### （1）地域公共交通の維持・確保に向けた取組みの推進

#### <提言>

- 持続可能な地域公共交通の実現のため、県地域公共交通活性化協議会地域別部会を活用しながら、市町村の枠組みを越えた広域的な運営や民間事業者との一層の連携強化など、新たな視点に立った取組みを推進すること。

※地域公共交通：地域住民の日常生活や社会生活における移動、また、観光旅客その他の地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関

※県地域公共交通活性化協議会：地域公共交通計画（持続可能な地域公共交通網形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に資する基本的な方針）の作成及び実施等に関する協議を行うために設置される協議会

※地域別部会：地域の実情に応じた協議等を行うため、地域（総合支庁単位）ごとに設置される部会

- 交通空白地域での自家用有償旅客運送事業の実施に向けた関係者間の協議への積極的な関与や、地域の交通事業者が運行する乗合タクシー導入への支援など、交通空白地域における市町村と連携した取組みを充実し、地域における交通サービスの維持、向上を図ること。

※交通空白地域：バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域

※自家用有償旅客運送：バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス

- 地域公共交通の効率的な運営に資すると期待されるAIを活用したバス自動運転等の導入に向けて、市町村と連携し積極的に取組みを進めること。また、山形大学や電動モビリティシステム専門職大学（令和5年4月に開学）などと連携し、産学官による「やまがた発自動運転システム」の開発に積極的に取り組むこと。

※やまがた発自動運転システム：雪国仕様の自動運転システムを想定

#### <議員の個別意見>

- 人口減少やコロナ禍による利用者減少に伴い、公共交通事業者等の経営悪化、地域公共交通の弱体化が懸念される。地域公共交通計画を確実に実行するには、総合支庁単位で市町村の枠を越えた支援の在り方について検討を進めるべき。
- 地域における交通に関するニーズや資源は様々だが、中山間地域は交通資源が限られており交通空白地域となっている。老人クラブなどの任意団体が生活支援として乗合タクシーを運行しようとする、法律上の問題やタクシー事業者等との競合などの課題があり実現できない。

- 高齢化の進行に伴い免許返納者が増加すると見込まれ、自動運転の活用を含む地域における交通手段の確保や効率的な運営がますます重要となる。本県で2回実施された自動運転の実証事業では、降雪により走行困難となるなど課題が確認された。これらの結果を踏まえ、雪国仕様の自動運転の実現に向けて、AIを活用した走行ルート最適化の技術開発及び自動運転の実証事業について本県で積極的に取り組んで欲しい。
- 市町村が運営するバス、デマンド型交通では、隣接する市町村との相互交通が実現しないため利用が制限されている事例がある。
- 公的財源で市町村のコミュニティバス運営を補助しているのと同様に、県内全てをカバーするため民間事業者の赤字路線を支援することも県の役割と言えるのではないか。
- 市町村が財政負担するバス、デマンド型交通に対する県の交付金の一部で、補助額の算定方法に県全体の平均と比較し増減する利用率指数が設定されているが、過疎地域や郡部の生活事情に配慮した支援の考え方も必要。
- 自家用車から地域公共交通へ日常生活の移動手段の切替えを促すには、デマンドタクシー等の利便性向上並びに継続的な運営に向けて、利用者負担のみならず、立寄り先の事業者からも負担してもらうなど地域が連携した運営の検討が必要である。また、地域公共交通を積極的に利用することが路線維持につながることを県民や事業者に理解してもらう必要がある。
- 地域公共交通の運営に係る公的財源の確保に向けて、滋賀県が導入を検討している交通税や宮城県の実験による活用事例を参考に、新たな財源確保についての検討が必要。
- チェリカ利用者拡大に向けては利用に応じたポイント付与にとどまらず、免許証返納者への大幅なポイント付与等の特典を付加して返納者のバス利用の促進を図ることに加え、一般利用者に対して月に1回「チェリカデー」と称したポイントアップのインセンティブを設けてはどうか。また、チェリカの利用者データは、Ma a Sプラットフォームの整備、買い物や観光など様々なサービスとの連携が期待されることから、利用エリアを一層拡大する必要がある。

※チェリカ：山交バス(株)、庄内交通(株)、山交ハイヤー(株)、山形市、米沢市の対象バス路線の乗車券や定期券、各種ポイント付与などの地域独自サービスと、JR東日本が提供するSuicaサービスが1枚でできる地域連携ICカード

※Ma a S (マース：Mobility as a Service)：地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索、予約、決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの

## (2) 広域交通ネットワークの充実

### <提言>

- やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム等の基盤整備を推進するとともに、過疎地も含め県内各地の多様なモビリティを一つのサービスとして自由に選択、利用できるよう、官民が一体となって「山形県版MaaS」の早期実現を図ること。

※やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム：県内の公共交通に関する統計データやサービスの情報、病院や大学等の施設情報、施設利用情報等を集約、整理し、県サーバー上に蓄積したもの

※多様なモビリティ：鉄道、バス、タクシー、コミュニティサイクル等、人の移動手段やモノの輸送方法などのこと

- 鉄道ネットワークの維持や利便性の向上に向け、主体的かつ積極的にJR東日本や関係市町村と連携しながら検討を進め、地域住民の利用促進や観光等による交流人口の拡大などの取組みはもとより、当該検討に基づく新たな取組みについてもスピード感を持って推進すること。

### <議員の個別意見>

- 首都圏からの交通アクセスや観光地間移動の利便性について、MaaSの導入や情報発信の充実が必要と考える。

- MaaSと連携した交通サービスの導入により、ラストワンマイルの問題を解消して欲しい。SNSを活用したオンデマンド交通サービスの導入では、日常生活はもとより観光客等の二次交通としてストレスフリーな移動が可能となる。

※ラストワンマイル：交通網においては、鉄道駅、バス停、空港から最終目的地への移動の困難を指す。

※オンデマンド交通：利用者の予約に応じて運行する乗合型の公共交通サービス

- JR東日本が公表した赤字路線には本県では6路線10線区が含まれており、県民は今後の路線維持に不安を抱いている。また、陸羽西線や米坂線の運休が、そのまま廃線につながりかねない。地域住民の移動手段の維持に向けて、JR任せにするのではなく、地域の関係者が一丸となって取り組むことが必要ではないか。

- 東北中央自動車道の整備が進み、今後の企業誘致並びに交流人口の拡大が期待される一方で、多様化する観光ニーズに対応した、少人数で気軽に利用できる二次交通の充実が求められている。

- 「山形は東京から遠い」というイメージにより、本県の経済・観光面において不利な状況が生まれている。山形新幹線の更なる時間短縮に向けた将来的な計画や構想を明確に示すべき。

- DMVはローカル線存続のコストダウンのツールとして期待が持てるが、様々な規制があり実現が難しいと聞く。本県鉄道の存続のためDMV規制緩和も含め政府へ導入支援を求めていくべき。

※DMV（デュアル・モード・ビークル）：列車が走るための軌道と自動車走るための道路の双方を走行できるよう、鉄道車両として改造されたバス車両のこと



## 提言2 地域運営を維持するための環境整備

### (1) 希薄となった地域内交流の再生と地域リーダーの育成

#### <提言>

- 子どもたちの郷土を学ぶ学習や地域資源を活用した様々な体験活動に地域全体でサポートする体制を構築するなど、地域における交流の再生と郷土の伝統文化等の継承を促進すること。
- 地域運営の要となるリーダーに必要なノウハウ等を身に付ける機会の提供やリーダー間のネットワーク構築支援など、コロナ禍における地域の実態を十分に踏まえ、地域のリーダーやリーダーを支える人材の発掘、育成に市町村と連携して一層積極的に取り組むこと。

#### <議員の個別意見>

- 人口減少や生活様式の変化、コロナ禍により地域の行事や自治会等の運営継続への不安が増している。地域再生には、小中学校での郷土愛を育む取り組みや、将来地域で活躍する青年や高校生による地域活動の企画、運営を通じた中核的人材の育成に社会全体で協力する体制が必要である。
- 高齢化等により、自治会でのリーダー育成のノウハウが継承されなくなってきている。自治会の運営には様々な知識が必要であり、行政がリーダーや担い手のノウハウを身に付ける機会の提供を促進し、情報共有のためのネットワーク形成を支援していく必要がある。
- 地域の若者が減少したため、神社やお寺の行事、お祭り等、地域の伝統行事等の継承ができず存続が危機的な状況にあることを認識し、県は文化財指定の有無にかかわらず、地域の宝である文化、芸能を守っていく政策を創設すべき。
- 地域の人々の情報交換の場として郵便局やコンビニエンスストアのイートインスペース、オープンスペースを活用するなど、場所の提供と併せて地域の交流が生まれる仕組みが必要。
- コロナ禍により地域のつながりの消失に拍車がかかっている中、地域に新たな住民を受け入れるには、地域としての迎え方も大切であり、行政が住民に対して意識啓発や人材育成研修を行うなど積極的に関わっていくことが必要。
- 一人暮らし世帯が増加傾向にあり、孤独死も出ている。自治会と郵便配達員等の身近な事業者が連携協定を結んで見守りネットワークを形成できないか。
- 新型コロナで生活は変わったと感じているが、地域のコミュニティや人間関係といったところの実態をアンケート調査するなど、客観的な現状把握が必要。

## (2) 地域活動の効率化に向けたデジタル技術の活用の促進

### <提言>

- デジタル技術の有効活用により地域活動の効率的かつ効果的な運営を図るため、自治会等の地域活動に有用なデジタルツール導入について市町村に活用を促すなど、各市町村のデジタルサービス導入等への支援を行うこと。

### <議員の個別意見>

- 高齢化により、若い担い手が非常に少ない実情があり、今後の自治会運営が円滑に維持されるかが懸念されることから、地域活動のデジタル化による自治体活動の効率化を検討すべきであり、デジタル化の導入について県が方針を示し推進すべき。
- 行政や地域の情報をデジタル化し、スマートフォンを使って情報を提供できれば生活が便利になる。また、地域の活性化、買い物弱者対策、外出機会の確保のツールとして、共同店舗等を活用した買い物サービスの新規立上げや維持、発展を行政が支援していく必要がある。
- デジタル技術の導入に当たり、利用する住民へのサポートが不可欠である。高齢者はスマートフォンを持っていても、自ら新しいアプリをインストールし、操作できるようになるには助けが必要である。
- デジタル化の推進に当たっては、人間同士の心と心のつながりを大切にすることを忘れてはならない。

### (3) 空き家や空き地の利活用の促進

#### <提言>

- 空き家の状況把握から中古住宅市場に出すまでのプロセスに対する支援として、市町村からの所有者情報の円滑な提供や地域コミュニティとの橋渡しなど、空き家対策に取り組むNPO等が活動しやすい環境を整備すること。

※NPO等：NPO法人及び地域に根ざした活動を行う不動産、建築、法務等の分野の事業者団体又は資格者団体等

- 地域住民や事業者、市町村等関係者による協議会を設置し、空き家対策事業を実施する際の課題解決策の検討を促すなど、国の制度を積極的に活用して、空き家や空き地の公共目的の利活用を促進すること。

#### <議員の個別意見>

- 空き家の情報をしっかりと把握し市場に出すまでの手続きを確実に進めるには、地元の不動産業者等の協力が不可欠であり、市場に出すまでのプロセスに対する支援も必要。また、市場に出た物件を多くの人に有効活用してもらうためには、リノベーションや改修の補助などの従来の支援のほかに、空き家に特化した形での支援の拡充が必要。
- 空き家が放置される要因として、解体費用に加え、住宅用地に対する課税標準の特例措置が解除されることが考えられる。利活用不能な空き家について、公園や除排雪堆積所など公共性の高い用途での土地利用を促進するため、国では令和4年度から「除却後の土地の整備」を支援事業として拡充していることから、当該事業を本県で活用してはどうか。また、冬期間は除排雪堆積所として利用し、夏場は公園とするようなやり方が本県では有効と考える。
- 空き家への移住者と地元住民とのトラブルが発生している現実を踏まえ、利活用とともに、双方の交流によって意思疎通が図られる仕組みが必要。

## 【活動報告】

### まちづくり・交通インフラ対策特別委員会

#### 意見聴取

##### 開催日

令和4年8月23日（火）

##### 講師

吉田 朗 氏〔東北芸術工科大学 教授〕

##### 主な内容

テーマ「クルマ社会山形県における公共交通の在り方」

- ・本県では車が主な移動手段であり、男性高齢者の免許保有率が80%を超えている。日常生活の交通手段を公共交通に変えるにはデマンドタクシー等の利便性の向上に加え、立寄施設等から特典を受けられる等の工夫が有効。
- ・他県では、タクシー事業者も協力したライドシェア事業を実施している。民業圧迫との反発もあるが、移動に困っている住民を支えるために協力している。
- ・地域公共交通の新たな運営財源として滋賀県では交通税を検討している。また、宮城県では環境税の一部を公共交通事業に充てている。



## 現地調査

### 実施日

令和4年11月14日（月）、15日（火）

### 訪問先と調査内容

#### （1）浪江町・浜通り地域デザインセンターなみえ（福島県浪江町）

- ・地域を支える新たなモビリティサービスの導入に向けた、デマンド配車サービス「なみえスマートモビリティ」の実証実験及びゼロカーボンシティ宣言に基づく取組みについて



#### （2）スマートシティ会津若松（福島県会津若松市）

- ・ICTや環境技術などを健康、福祉、防災など様々な分野で活用し、持続可能な地域社会と安心・快適なまちづくりを進める「スマートシティ会津若松」の取組みについて





## ひと（生涯健康・子ども支援対策特別委員会）

### 提言1 子どもの貧困に対する支援の充実・強化

#### （1）子どもの貧困を未然に防止するための学校等における教育支援の充実

##### <提言>

- 家庭環境等に困難を抱える生徒が増加傾向にある県立通信制高校等にもスクールソーシャルワーカーを配置すること。併せて、学校においてスクールソーシャルワーカーが活動しやすい体制や環境を整備すること。

※スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家

- 学校に登校できない児童・生徒を支援する関係機関と連携を強化するとともに、教育支援センター、フリースクール等の学校以外の居場所づくりやICT活用などによる学習の機会を提供する取組みを拡充すること。

##### <議員の個別意見>

- 通信制高校及び定時制高校においては「働きながら学ぶ」生徒より、不登校や精神的問題、家庭問題などの配慮を要する生徒が高い割合で在学し、指導が非常に困難な状況が広がっている。この状況を改善するために、スクールソーシャルワーカーの配置が必要である。
- 貧困による学習機会の喪失や学力の低下等が次の貧困をもたらす、いわゆる「貧困の連鎖」を断ち切るためには、教育の支援が重要である。学校に登校できない子どもに対し、民間のフリースクール、子ども食堂等、学校以外での居場所と学習の機会を更に拡充すること。
- 不登校の児童・生徒の学習機会の確保のため、市町村における教育支援センター（適応指導教室）の取組みへの支援を充実すべきである。
- 全ての学校にタブレットが配布されICT教育の環境が整いつつあることから、登校できない子どもが遠隔教育により、登校している他の子どもと同じように授業が受けられるよう、環境整備の更なる充実を図ること。
- 高校進学後の状況、普通高校から通信制高校へ編入した後の状況などの現状把握の結果を分析し、対応が必要な子どもに対し適切な支援を行うこと。
- 特別支援学校は遠方までの送迎が親の負担となり仕事に支障をきたす場合もあるため、スクールバスなどによる送迎体制の充実を図るべきである。

## (2) 家庭生活への支援による子どもの貧困対策の推進

### <提言>

- 親や子どもの誰もが気軽に相談できる総合的な窓口を設置するとともに、市町村と連携して相談者に対する伴走型支援を行う体制を速やかに構築すること。この場合、こうした取組みについて、プッシュ型情報発信などにより周知を徹底するとともに、SNSを活用するなど相談しやすい環境を整備すること。

### <議員の個別意見>

- 子どもの貧困は就学や就職など子どもに関する課題だけでなく、妊娠や育児の知識不足、育児休業取得などの労働環境、更にはメンタルの不調など親も含めた家庭生活全般に及ぶ課題が複雑に絡み合っているケースが多く、その対応が必要である。
- 精神的に不安定な子どもや家庭環境が複雑な子どもなど、「困難を抱える」子どもに対する総合的かつきめ細やかな支援が新たな貧困を防ぐことにつながる。
- 親の貧困が子どもの貧困につながることから、親の所得向上対策の充実が必要である。
- 子どもの貧困が生じている世帯を分類した上で類型ごとに集中的な取組みを進める必要がある。
  - (1) ひとり親世帯に対しては、養育費の支払確保、児童扶養手当の増額が必要である。
  - (2) 多子世帯に対しては給付型奨学金の拡充や手当、生活保護世帯に対しては大学や専門学校等の教育を受けられる制度の検討が必要である。
  - (3) 虐待が疑われる世帯に対しては、虐待を早期に発見するシステムの構築や未然に防止するため親のカウンセリング等の強化が必要である。
- 子ども食堂は子どもの居場所づくりという意義もあるが、子どもたちがしっかりと食事をとれるという本来の意義が重要である。食品工場や食品販売店などと連携しながら、子ども食堂に食材を提供したり、子ども食堂に来ることができなくても希望する家庭に食材が配達される、あるいは食材を取りに行けるような体制の充実を図ること。

### (3) 子どもの貧困に対する地域社会における包括的な支援の強化

#### <提言>

- 本県における子どもの貧困の実態を把握するため、県独自に、定期的な調査を実施するとともに、調査結果を分析し、その特性等を踏まえた対策を総合的に実施すること。
- ヤングケアラーなどの困難を抱える子どもへの支援について、学校、福祉、地域等の関係者が連携し、その支援体制の一層の充実を図ること。さらに、この支援体制に対して医師や弁護士などの専門家を派遣する仕組みを導入するなど、支援効果を高める取組みを強化すること。

#### <議員の個別意見>

- 新型コロナウイルス感染拡大による世帯収入の減少、物価高騰による生活費の支出増などが県民生活に与える影響は大きく、家計はひっ迫している。このような状況の中、子どもの貧困について実態が明らかになっていないケースが多いと思われることから、その実態を把握する必要がある。
- 「子どもの貧困」は、可処分所得（収入から税金、社会保険料などを除いたいわゆる手取り額）をベースとしているため、山形などの地方は都会に比べて貧困率は高くなってしまい、実態を表していないと考えられる。「貧困」については、単なる可処分所得だけで判断するのではなく、可処分所得から衣食住の経費を引いた余剰の所得を基準とすべきであり（持ち家か借家かでも支出が異なり、都会では地方より大きな出費となる）、その定義がしっかりしないと分析も政策構築も始まらないので、山形独自の分析を行い、本県の貧困の状況を的確に把握すること。
- 教師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの関係者が細心の注意を払って苦悩しているヤングケアラーをいち早く発見することにより、子どもを過重な負担から解放し、子どもが自分らしく生活できるよう、「教育・福祉・医療機関」が連携して支援を行うべきである。
- 教師の多忙化などにより学校の部活動は限界を迎えている。総合型地域スポーツクラブなど学校外でのクラブ活動があるものの、その運営は厳しいという課題がある。学校外のクラブ活動では親の一定程度の運営費負担は必要と考えるが、所得が低い家庭では子どもが好きな活動が出来なくなるため、所得に応じた支援策を講じること。なお、全国的にも低所得家庭に部活動の用具等購入に対する補助金を出している自治体がある。



○ 現在、多くの子どもが塾などに通っている状況にある。勉強が苦手な子どもや学校での集団授業になじめない子どもこそ塾などに通うべきだが、所得が低いなどの理由で塾に通わせるのをためらってしまい、教育格差が貧困の連鎖を生むおそれがある。部活動同様、低所得家庭の子どもが塾に通えるよう支援策を講じること、又は民業圧迫とならない範囲で低所得家庭向けの公営塾創設を支援すること。また、子どもが少ないため塾がない地域もあることから、私塾がない地域での公営塾設置を支援すること。

さらに、学校側も塾との連携を密にし、勉強の進み具合や子どもの問題を共有した上で、個別最適な教育を構築すること。

○ ヤングケアラー本人は家事や家族のケアの負担を減らす手段が分からず、さらに相談相手もいないため一人で悩むことが多い。その悩みを軽減できるように、どこに相談すれば良いのか社会経験の少ないヤングケアラーにも簡単に分かるような「手引書」を作成し、周知すること。

## 提言2 医療に頼らない健康維持の取組みの推進

### (1) 食による健康維持の取組みの推進

#### <提言>

- 「食」に関係する団体との連携を強化し、世代別、地域別に食事と健康の関連性について学ぶ機会を設けるなど、生涯を通じた食事と健康に関する意識啓発を更に充実すること。
- 県の健康に対する努力目標のうち優先順位の高いものをコンパクトに分かりやすくまとめて県民に周知するなど、健康づくりに身近なところから容易に取り組むことができる環境を整備すること。

#### <議員の個別意見>

- 医療に頼らない健康維持については食生活に対する取組みが重要であり、成人してからでは手遅れになることもある。食について取り組む団体とのコラボレーションなどにより、幼い頃から食と健康を意識付ける教育がこれまで以上に必要ではないか。また、学校、職場、地域など生涯を通じた食事についての栄養士などによる指導や、現在の食文化と漬物など昔から親しまれている食文化を組み合わせることで適度に塩分を摂取するなど、食教育や啓発の更なる充実を図ること。
- 世の中には健康に関する情報があふれかえっており、健康に良い取組みの優先順位も付けにくい。健康に気を付けて全てに取り組もうとする人もいれば、全く無関心な人もいる。健康医療の専門家と協力し、数ある努力目標の中から、優先順位の高い順に抜粋し（例えば減塩や水を飲むこと、身体に良い食品など）、山形版「健康八策」のような形でまとめ県民運動を推奨するなど、身近なところから健康に関する努力を勧めること。
- より多くの方に、やまがた健康マイレージ事業に参加していただいたり、管理栄養士などの指導を得る機会を確保するため、健康診断などの結果とひもづけて、健康マイレージへの誘導や管理栄養士などの指導を受けなければならないような政策誘導を行ってはどうか。
- 糖尿病など生活習慣病については未病の段階で少しずつ食生活の改善に取り組むことが重要であることから、食事や飲酒に関し無理のない努力目標を提示して県民運動を展開し、スマートフォンに記録が残るなど達成感を味わえるような仕組みを構築すること。

## (2) 運動による健康維持の取組みの充実・強化

### <提言>

- 市町村や民間企業と連携して、運動をするきっかけづくりとなるイベントの開催を推進するとともに、その開催情報を一元化して周知するなど情報発信を強化すること。
- 総合型地域スポーツクラブについて、少子高齢化への対応や健康増進にも力を入れた運営の検討を促すため、設置者に対するアドバイザー派遣や先進事例の紹介など支援の充実を図ること。

※総合型地域スポーツクラブ：人々が身近な地域でスポーツを楽しむことができるクラブで、多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的、主体的に運営されるスポーツクラブ

### <議員の個別意見>

- 運動に関心の少ない方に対しては運動をするきっかけづくりが重要であることから、誰もが参加しやすいイベントの開催などを市町村、民間企業と連携し推進するほか、広く県民に周知するため開催情報を一元化し広報するなど情報発信を強化すること。
- 地域における健康維持の取組みについては、総合型地域スポーツクラブの活用が有効である。少子高齢化への対応や健康増進にも力を入れた総合型地域スポーツクラブの活用の在り方について、市町村等の設置者に対しアドバイザー派遣や先進事例の紹介など支援の充実を図ること。
- 健康経営の推進は従業員の活力や生産性の向上など企業の活性化をもたらし、企業価値の向上につながると期待されている。健康経営の推進について県内企業の機運を醸成するため、キャッチコピーなどが必要ではないか。
- 糖尿病など生活習慣病については未病の段階で少しずつ体を動かしたり、運動することが重要であることから、職場での運動（自転車通勤やウォーキングの励行、社内ジムの設置など）を推奨するため、それらに取り組む企業を「健康推進企業」として認定し、その支援の拡充を図ること。
- 職場外においても健康には趣味や生涯スポーツが大事であるため、総合型地域スポーツクラブなどをより充実させ、山形の自然を生かしたレジャースポーツを励行すること。
- 特に高齢者は外出することや楽しむことが健康のために重要であるが、何もしないと足腰が弱っていくことや免許返納のため外出がおっくうになることにより、健康を害する可能性がある。このため、ユニバーサルデザインを推進し、高齢者でも障がい者でも気軽に県内旅行ができる環境を整備すること。また、透析患者などは透析のために長期の旅行が難しいが、旅館ホテル近郊の病院と連携し、透析を行いつつ旅行ができるような仕組みを検討すること。

### (3) 健康維持の取組みの環境整備と体制づくり

#### <提言>

- ナッジ理論を活用した、栄養バランスの良い食事の摂取や健康診断の受診勧奨など、本人が楽しく無理なく健康な行動をとれるような環境整備や仕掛けづくりを市町村や関係団体と連携して促進すること。

※ナッジ理論：選択肢をうまく設計、配置することによって、人の背中を押すように、人々に適切な選択をさせることやその手法を指す。

- 医療に頼らない健康維持の取組みの推進に向けた部局横断的な体制構築と、健康づくり施策を一層推進するための保健所の体制拡充を検討すること。

#### <議員の個別意見>

- 医療に頼らない健康維持の取組みにはナッジという考え方は非常に有効であることから、日常生活における食事、運動など様々な取組みに積極的に導入するよう、先進事例紹介や啓発などにより活用を促進を図ること。
- 医療に頼らない健康維持の取組みの推進には健康、福祉、教育、スポーツなど多岐にわたる部門の協力が必要であることから、部局横断的に対応できる体制の構築や充実を図ること。
- 健康やまがた安心プランで掲げた目標のうち特定保健指導や運動習慣に関する項目が未達成となっているものがあり、住民の主体的な参加が停滞していることが要因であると考えられる。保健所は地域住民の健康を保持及び増進する役割があるが、新型コロナへの対応で業務がひっ迫している。健康づくり施策の推進に当たって、ヘルスプロモーションの観点からの保健所の役割を明らかにし、体制拡充で諸施策を推進すること。
- 高齢者の健康維持について、地域の高齢者の健康状態に詳しく、看護師、管理栄養士、作業療法士などの専門職員が多く勤務している民間企業などと連携した取組みが効果的と考える。
- 本県議会では「やまがた歯と口腔の健康づくり推進条例」を平成25年に制定した。歯は健康にとって重要である。かかりつけ歯科医による定期的な検診とブラッシングについて、より一層の励行を図ること。また、職場の集団健康診断などの項目に歯科を加えるような流れをつくること。
- 本県は特定健診の受診率は全国1位（令和2年度）にもかかわらず、特定保健指導終了率が全国11位（同）と差があることから、特定保健指導受診率の向上に対する取組みの更なる充実が必要ではないか。
- 高齢者の健康維持が重要であり、高齢者が生きがいを感じる場所が必要である。
- 地域の健康づくりの中心となる市町村や国との事業、施策の連携強化が必要である。
- これまで実施した医療に頼らない健康維持に関する事業について、検証が必要ではないか。

#### (4) 先進的な技術の活用などによる健康維持の取組みの促進

##### <提言>

- 遺伝子解析による予防医療や県民の健康に関するデータ解析など、先進的な技術を活用した健康維持の取組みへの支援を検討すること。

##### <議員の個別意見>

- 自分の遺伝子を解析することにより、自分に合った予防医療を知ることや健康な生活を送ることができる。健康維持のため、遺伝子解析による予防医療について、健康診断への導入や検査の促進を検討すること。
- 県内の研究所において、血液検査等により自分がかかりやすい病気の傾向を読み取ることにつながる技術を開発したと聞いている。当該研究所と連携しつつ、県民がデータを提供して研究を進め、データ提供した人は健康維持に関する情報が得られるWin-Winの体制をつくり、県民の健康づくりとともに、健康ビジネスを山形から発信し革新する未来を創ること。
- 男性よりも女性の方が平均寿命と健康寿命の差が大きいことについて、原因究明及び対策が必要ではないか。(A…令和2年山形県平均寿命 男性：81.39年 女性：87.38年 B…令和元年山形県健康寿命 男性：72.65年 女性：75.67年  $A-B \Rightarrow$ 男性8.74年 女性11.71年)
- 「笑う」ことは、健康に非常に良い影響を与えている。他団体でも例があるように、「笑いの日」を設定してその日は笑うことを県民に推奨し、芸能界などと協力して、様々なお笑いイベントなどを開催すること。また、「一日一笑条例」のような理念条例を作り、笑うことが健康増進となることを広く県民に知らしめること。
- 認知症を予防し、健康寿命を延ばすには読書が良いとの研究や調査があることから、図書館の充実などにより読書が習慣付くような事業を実施すること。

## 【活動報告】

### 生涯健康・子ども支援対策特別委員会

#### 意見交換

##### 開催日

令和4年8月23日（火）

##### 参加者

奥山 伸広 氏〔社会福祉法人 山形県社会福祉協議会 地域福祉部長〕

阿部ひかる 氏〔社会福祉法人 山形県社会福祉協議会 地域福祉部主事〕

岡部 幸子 氏〔山形てのひら支援ネット 会長〕

##### 主な意見

テーマ「子どもの貧困に対する支援について」

- ・子どもの居場所づくり実施団体から「必要な人、困窮家庭に支援が届いているのか」「プライバシー保護の観点から学校との連携が進まず、本当に困っている人の情報がなかなか得られない」「子ども食堂イコール貧困対策のイメージから、活動に対して抵抗を持たれるケースもある」などの実態をお聞きした。
- ・つながりを大切にして学校とも家庭とも違う第3の居場所をしっかりと作り、子どもたちのSOSをキャッチする。地域を理解し、より多くの支援者個人の方々とつながって継続して食堂を運営していきたい、という思いを持って活動している。
- ・子どもの貧困は経済的な問題だけではなく生きづらさなどの親の精神的な状態が影響しており、親とのつながりが重要である。
- ・子どもの居場所づくりのサポートは、県社会福祉協議会だけでは対応が困難であり、学校を含む市町村行政の協力が今後の活動において重要となる。





## 現地調査

### 実施日

令和4年11月16日（水）、17日（木）

### 訪問先と調査内容

#### （1）かくだスポーツビレッジ（宮城県角田市）

- ・「かくだスポーツビレッジ」と「道の駅かくだ」が連携して推進するスポーツを通じた健康づくりの取組みについて



#### （2）社会福祉法人 春圃会（宮城県気仙沼市）

- ・栄養パトローラー（医師、管理栄養士、歯科衛生士、ケアマネージャー、作業療法士、心理士など）による食を切り口にしたフレイル重症化予防などの取組みについて



### 提言 1 生産性向上に向けた農業と建設業のデジタル化の促進

#### （１）デジタル人材の育成・確保

##### <提言>

- 農業や建設業の分野における業務の省力化・効率化に向け、デジタル技術を使いこなすことができる人材をリスキリングにより育成、支援するとともに、事業者のデジタル化について助言、指導できる人材の育成・確保策を強化すること。

※リスキリング：職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応し、職業を通して新たな価値を創出し続けるために必要なスキルを獲得すること

##### <議員の個別意見>

- 採算性などの理由からデジタル化に踏み切れない事業者がまだ多い。事業者のデジタル化の促進に当たっては、それが業務の省力化や効率化など、業の維持、発展に寄与するものとなるよう、事業者の規模や経営状況等に応じた伴走型の支援を強化する必要がある。このため、関係団体と連携の下、既存の制度なども活用しながら、事業者に助言、指導を行うことができる人材の更なる育成、確保に取り組むこと。

- 実際に現場でICT農機やICT建機を使用する技術を有する人材の育成を一層強化すること。

※ICT農機、ICT建機：ICT（情報通信技術：Information and Communication Technology）を採用した農業機械、建設機械

- 農業分野では、農協の営農指導員などが農業者のニーズに応じ、デジタルの活用を指導できるよう、関係団体と連携し人材の育成を強化する必要がある。

- 産学官連携の下に協議体を設立し、建設業の担い手育成のため、高校生、大学生等に対して建設業のイメージアップにつながる情報や学習の機会を提供するほか、新規就業者に対して体系的なICT教育プログラムを実施するなどキャリアに応じた手厚くきめ細かな人材育成を行うこと。

- 建設現場におけるICT活用工事を普及していくためには、発注者である県職員の監督能力を更に向上させることも必要である。このため、県職員をその習熟度に応じ、計画的、継続的に専門研修機関に派遣するなど、ICT活用工事の施工や管理などに関する能力向上の研修を充実させること。



## (2) 農家の経営力・販売力の強化につながるデジタル技術の導入促進

### <提言>

- 農家の経営規模や栽培品目などに応じてデジタル技術の導入を伴走型で支援するとともに、まずは地域の認定農業者を中心にその支援を行うなど、個々の農家の経営力や生産性の向上につながるデジタル技術の導入支援を強化し、効率的に実施すること。
- 農家がオンラインでリアルタイムに商品を販売する「ライブコマース」などの導入を支援するなど、日々進歩するデジタル技術の動向の十分な把握と適時的確な支援により、農家の更なる販売力の強化に取り組むこと。

※ライブコマース：オンライン販売とライブ配信を組み合わせた販売形態。消費者が質問しながら買い物を行うことができる。

### <議員の個別意見>

- 農業のデジタル化は初期投資に係る費用が大きく、導入にはコストを回収できる経営規模が必要であるため、全ての農家に画一的にデジタル技術を導入することは現実的ではない。個々の農家が明確な目的を持ってデジタル技術を適切に導入し、生産性の向上につなげていけるよう、事業規模や栽培品目などに応じた支援を実施すること。
- 農業者を対象としたデジタル技術の導入支援に当たっては、コストの縮減及び平準化の観点から、地域ごとに認定農業者のデジタル化を進めた上でその他の農業者に波及させるなど、段階的に取り組んでいく必要がある。
- 農産物の販売についてデジタル化による手法が販路拡大とコスト縮減の双方において有効であることは、ほぼ明白である。売上増大と所得向上のために、生産者と消費者が直接につながり、消費者が求める安心安全、美味しさ、新鮮さ等多様な価値を提供するため、例えばインターネットを活用した「ライブコマース」などの導入を支援してはどうか。
- 売上増大と所得向上のために、ウェブサイトの開設やオンライン商談会などデジタル化支援の更なる充実を図ること。
- 補助事業の実施に当たっては、デジタル技術の著しい進歩に応じて柔軟に対応すること。
- 施設利用型農業では農作物が育つ環境の調整にデジタルデータを活用していくことが有効と思われるため、現在実施中の実証実験の成果を活用しながらデジタル技術の導入支援を強化すること。土地利用型農業については全てをデジタル化すると多大なコストがかかり、その回収には大規模な経営が必要になるため、経営上の有利性を見極めてデジタル化の是非を判断することが求められる。一方、県内の農業は全て大規模農家が担うという状況にはなく、農村には小規模、零細規模の農家も必要である。そのような農家向けには、引き続き研究機関が気象分析や土壌分析を行い、技術を普及していくこと。
- 県の研究機関が保有する機械、器具について、最新の技術に対応できる機器類に更新すること。機器類の陳腐化を防ぐため、将来的な更新が必要なことも見据え、買取ではなくリース契約も検討すること。

### (3) 中小建設事業者のデジタル化支援とICT活用工事の普及

#### <提言>

- ICT建機の活用メリットを積極的に周知するとともに、その導入に対する支援を実施すること。
- 県発注工事におけるICT活用工事の実施拡大に向けた目標や方針の提示、官民協議体による普及策の検討及びICT活用工事の対象工種の段階的拡大など、ICT活用工事を普及し、地元中小建設事業者が参入しやすい環境を整備すること。

#### <議員の個別意見>

- ICT建機の活用が工事の効率化や省力化、安全確保の面で有効であることは既に証明されている。このことをより積極的に周知すること。また、国土交通省が定める基準要領等の動向を注視しながら、本県としてもICT活用工事の対象工種を段階的に拡大するなど、ICT建機の普段使いにつながる機会を十分に確保し、地元の中小事業者の積極的なICT活用工事への参画を促進すること。
- 建設現場やインフラ管理へのデジタル技術導入は緒についたばかりであり、高額なICT建機の導入費用が課題であることから、特に初期投資の費用に対する支援を実施してはどうか。また、入札での加点評価の導入などのインセンティブを設けてはどうか。
- 地元の中小事業者がICT活用工事に積極的に取り組むことができるよう、関係省庁と連携し財政支援を拡充するとともに、県発注工事に占める将来的なICT活用工事の実施割合に関する中長期的な目標値を速やかに検討し、提示すること。また、その上で測量、設計段階からの3次元データ化や施工、監督及び検査段階におけるICT活用技術の導入促進策を講じること。
- 建設業のICT化については、産学官の連携の下、発注者、受注者双方の技術者が参画する協議体を設置し、本県の実情に応じたICT活用工事の普及策を検討、実施すること。

## 提言2 「ゼロカーボンやまがた2050」の実現に向けた農林業の活性化と新産業の創出

### (1) 県民や事業者の意識啓発と機運醸成

#### <提言>

- 「ゼロカーボンやまがた2050」について世代別に周知方法を工夫するなど、市町村と連携して、県民への意識啓発と目標達成に向けたより一層の機運醸成を図ること。また、事業者に対する省エネ診断の支援やJ-クレジット制度、カーボンオフセットの活用セミナーの開催など、その実現に向けた取組みを更に推進すること。

※J-クレジット制度：二酸化炭素などの排出削減量や吸収量を売買可能な「クレジット」として国が認証する制度

※カーボンオフセット：経済活動などに伴い排出される二酸化炭素等に関し、企業等が主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分については、その排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、自らが排出する温室効果ガスを埋め合わせるという考え方

- 住宅の断熱性能を強化するため、現行の住宅リフォーム補助制度について本県の実情を踏まえた内容に見直すとともに、当該制度の更なる周知と活用を進めること。

#### <議員の個別意見>

- ゼロカーボンの取組みの緊急性や重要性が指摘されているが、県民に十分理解されていないと思われるため、県民や企業を巻き込んでいかに認識を共有し、機運の醸成を図っていくかが課題である。  
各家庭における再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の高効率化をより一層促進するため、再エネ発電設備の導入、再生可能エネルギー熱の暖房への利用及び住宅の断熱性能の強化など、化石燃料からの転換に向けた家庭での取組みを改めて周知徹底し、「ゼロカーボンやまがた2050」の実現に向けた県民の意識のより一層の醸成を図ること。
- 事業所における再生可能エネルギーの導入を拡大するため、個々の企業が行う、二酸化炭素の総排出量や削減貢献量が見える化するための省エネ診断を支援するとともに、省エネ診断に関する支援制度について十分に周知すること。
- 企業等が二酸化炭素削減に取り組む動機付けとして、J-クレジット制度やカーボンオフセットの活用の更なる促進を図ること。また、財源の安定調達と脱炭素の取組みの啓発を目的とした環境債の発行について検討すること。
- 住宅リフォームに関する補助などの県民に身近な施策は、より多くの県民に利用していただくことで、県民の脱炭素への理解促進に大きく寄与すると考えられる。このため、市町村と連携し、補助対象工事をより簡易なものまで拡大するとともに、降雪期前に工事が完成できるよう雪国にあった補助制度にするなど、県民が使いやすい制度にしてはどうか。また、同様の理由から、十分な予算を確保することはもとより、限られた財政の下、広く薄く補助を行うことも含めて制度の在り方を検討してはどうか。

## (2) 森林資源の有効活用の促進

### <提言>

- 県が自ら率先して公共建築物の木造化に取り組むとともに、建築物木材利用促進協定制度を十分に周知し、活用を促すなど、民間建築物の木造化につながる需要喚起策を強化すること。

※建築物木材利用促進協定制度：令和3年10月1日創設。建築物における木材利用を促進するために、建築主である事業者等と国又は地方公共団体が協定を結び、木材利用に取り組む制度。林業経営体や製材業などが協定に参加することで地域材の利用促進につながることを期待される。

- これまで利用されてこなかった林地残材などをペレットの生産やバイオマス発電に活用するなど、森林資源をエネルギー源として地産地消する取り組みを一層推進すること。
- 森林資源を適切に管理するとともに、「川上」から「川中」へ原木丸太が円滑に供給できるよう、関係者と連携した木材の安定供給の仕組みづくりに取り組むこと。

※「川上」、「川中」、「川下」：産業分野での原料や商品の流通経路を川の流れに例えて区分したもの。木材関連産業では、それぞれ「川上」は森林整備や原木丸太の生産を行う山林所有者及び森林組合等の林業経営体等のこと、「川中」は原木丸太を製材加工する製材業、集成材製造業、木材チップ製造業等のこと、「川下」は工務店等の建築関係事業者のことを示す。

### <議員の個別意見>

- 「ゼロカーボンやまがた2050」に掲げる森林の二酸化炭素吸収量に係る目標値を達成するためには、森林における適期の間伐や主伐再生林により森林の若返りを図ることが重要である。このためには、いわゆる「川下」における木材需要の拡大を図ることが肝要であることから、一般住宅に加え、公共建築物、民間事業所などの木造化につながる需要喚起策の充実・強化を進めること。
- 住民等が化石燃料の代わりに身近な森林資源を熱源として利用したり、木質バイオマス由来の電源を利用したりすることは、それまで燃料代として地域外に流出していた資金を地域内に留め、更には資源と経済の地域内循環につながる。  
特にこれまで利用されてこなかった伐採時に発生した間伐材、小径木や枝葉などの林地残材をエネルギー源として利用することは、資源の収集、運搬、バイオマス発電所の管理、運営などの産業の創出や山村地域の活性化に寄与すると考えられることから、エネルギーの地産地消を一層進めること。
- 再生可能エネルギーの導入を進めるに当たっては、地元企業が参入しやすくするなど地域に利潤が生まれるようなシステムづくりを進めることが必要である。

- 山林や河川で発生する間伐材や支障木、果樹畑で発生する剪定枝、稲作により生じるもみ殻などの未利用材を有効利用して木質ペレットやもみ殻ペレットなどを生産する取組みを促進してはどうか。
- 木材需要の拡大に対応するため、木材の賦存量を適切に管理すること。同時に、木材の供給に当たり、森林からの搬出作業の停滞が大きな課題になっているので、その安定供給に向け、木材を伐り出す労働力の確保、関係者との連携による林道整備や木材搬出の支援など、いわゆる川上から川中へ原木丸太が円滑に流通できるよう木材供給の仕組みづくりに取り組むこと。
- 本県は、森林面積が大きく全国的にも二酸化炭素吸収量が多い。森林の二酸化炭素吸収への期待が高まっていることから、間伐や再生林など森林が荒廃しないような取組みを継続するとともに、森林整備を効率化する機械の導入支援等の予算拡充を図ること。
- 早生桐など生育が早く、二酸化炭素吸収量が多い樹種について、本県における造林木としての妥当性を速やかに検証すること。
- 木質バイオマス燃料の製造、運搬コストの縮減と需要の喚起を図るため、バイオマス燃料製造設備を適地に設置する場合の国の補助制度の活用を促進すること。

### (3) 環境保全型農業の促進

#### <提言>

- **農林漁業に由来する環境負荷を低減する取組みの認定制度など、「みどりの食料システム法」を始めとする様々な制度や支援について十分に周知し、関係機関と連携して積極的に活用促進すること。**

※みどりの食料システム法：環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年7月1日施行）。環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図る。

#### <議員の個別意見>

- 農業分野では、化石燃料の消費や化学肥料の使用など様々な場面で、二酸化炭素を始めとした温室効果ガスが排出されている。農業分野における二酸化炭素の排出抑制と農業振興を両立するため、食料・農業・農村基本法やみどりの食料システム法などに基づく制度の活用促進を図ること。
- 化学肥料を低減し、堆肥に転換するなど使用する生産資材の変更は栽培方法にも影響を及ぼすことから、栽培マニュアルや工程の変更に農家が十分に対応できるよう支援すること。

#### (4) 再生可能エネルギーの導入を契機とした新産業の創出

##### <提言>

- 脱炭素社会の切り札とされる水素エネルギーの最新技術や世界の動向等を企業に対して的確に情報提供するなど、本県企業による水素関連産業やその関連機器の製造への参入を促進する取組みを推進すること。また、県内への水素ステーションの設置や酒田港のカーボンニュートラルポート化など水素の社会実装に向けた環境を整備すること。
- 洋上風力発電の導入を見据え、業界動向及び技術情報の提供や関連部品製造に必要な技術習得の支援など地元企業の参入促進に取り組むこと。また、産学官連携の下に、風力発電設備のメンテナンスができる人材を育成すること。

##### <議員の個別意見>

- 水素はカーボンニュートラルに必要な不可欠なエネルギーとされており、また、新たな技術開発の種でもある。水素の利活用は非常に裾野が広い分野であり、新技術への対応が広い分野の産業に革新をもたらすことから、水素関連産業やその関連機器への参入を促進するような取組みを推進すること。また、県内への水素ステーションの設置や酒田港のカーボンニュートラルポート化など水素の社会実装に向けた環境整備を進めること。
- 遊佐沖などで導入に向けた協議が進められている洋上風力発電の導入に当たっては、地元住民、漁業者等の利害関係者と丁寧な合意形成が行われるよう、引き続き事業者を指導するほか、導入後を見据え、メンテナンス人材育成のための研修受講や関連部品製造に必要な認証取得への補助、ビジネスマッチング支援など、地元企業の風力発電関連産業への参入を支援すること。併せて、産学官連携の下、高校における出前講座の実施、大学等における講座開設支援など風力発電設備のメンテナンスができる人材の育成支援を強化すること。
- 再生可能エネルギーの導入促進のため、公共施設や道路などに地下水熱による融雪施設など地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入の促進を図ること。また、公共施設の設備の新設、更新の際には木質バイオマスを熱源とするボイラーなど再生可能エネルギーの導入について検討を義務化するなど、県が率先して取り組むこと。
- 温泉県である、リード企業があるなど本県に優位性がある地下水熱の利用について、県民に広く十分に周知し、関連機器の導入支援の促進に取り組むこと。
- 風力発電など再生可能エネルギーの普及促進を図るためには、具体的な恩恵を示し、住民の理解を得ることが必要であることから、地元雇用の創出、地域住民が使えるEVスタンドの設置などの仕組みづくりを行うこと。
- 草刈機など小型農機では化石燃料ではなく、電気を動力源とするものが出てきており、耕運機やコンバインなど大型の農機に応用していけるかが課題である。
- 農林業の省エネ、再エネ導入、省力化のため農工連携を強化すること。

## 【活動報告】

### デジタル化・脱炭素社会対策特別委員会

#### 意見聴取①

##### 開催日

令和4年10月6日（木）

##### 講師

丹治 真彦 氏 [株式会社渡会電気土木 環境事業本部 専務取締役本部長]

##### 主な内容

テーマ「木質バイオマスの利活用に関する現状と課題」

- ・脱炭素社会の実現に向けて、企業・団体がそれぞれの二酸化炭素排出量を見える化し、排出削減計画を策定・実行していくことが必要である。企業の社会的責任について意識啓発を図るとともに、企業が取り組む省エネ診断、削減計画の策定やクレジット化に関する相談など企業等に対する支援が必要。
- ・バイオマス燃料の安定供給のために、県有林から産出される木材の地産地消を推進してはどうか。
- ・間伐材をバイオマス燃料として有効に利用するためには、山林の奥地から木材を搬出する必要があるが、そのための路網整備には多大なコストがかかる。一方、県内各地からせん定枝が一般廃棄物として排出されているので、これをバイオマス燃料として有効に利用するための仕組みづくりを検討してはどうか。





## 意見聴取②

### 開催日

令和4年11月8日（火）

### 講師

鈴木 勇治 氏

〔一般社団法人日本建設機械施工協会東北支部 情報化施工技術委員会 委員長〕

### 主な内容

テーマ「ICT工事の現状と更なる普及に向けた課題」

- ・企業がICT活用工事を効果的に導入していくためには、業務の内製化を確実に進めた上で、外部委託すべき業務は外部に委託するという考え方が有効である。
- ・社員を外部研修に派遣するような場合には、研修後に業務の内製化などを円滑に展開していくため、エース級の職員を派遣するのが効果的である。また、発注者である監督職員のスキルアップのための教育が必要である。
- ・ICT活用工事の効率化に対する効果は認められている。事業者がICT技術を活用した建設機械を普段使いできるような環境整備が必要である。
- ・産学官が連携した協議会などを設立し、情報共有を行いながら人材育成や地元にあったICT活用の在り方を検討していくことが必要である。





## 現地調査

### 実施日

令和4年11月21日（月）、22日（火）

### 訪問先と調査内容

#### （1）大潟村役場（秋田県大潟村）

- ・環境省から選定された脱炭素先行地域の取組み「自然エネルギー100%の村づくりへの挑戦！～第1章電気編～」に係る選定までの経緯と今後の取組みについて



#### （2）秋田県議会（秋田県秋田市）

- ・洋上風力発電の取組みと、それを契機とした新たな産業や雇用の創出・地域活性化に向けた取組みについて



(3) 秋田県秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター（秋田県秋田市）

- ・環境省から選定された脱炭素先行地域の取組み「流域下水道を核に資源と資産活用で実現する秋田の再エネ地域マイクログリッド」に係る選定までの経緯と今後の取組みについて



## 【政策提言の充実に向けた諸事業】

### 政策提言の充実に向けた全体研修会

#### 開催日

令和4年9月28日（水） ※オンライン開催

令和4年9月30日（金）

#### 講師

- ・ 清水浩太郎 氏 〔農林水産省大臣官房 環境バイオマス政策課長〕
- ・ 大瀧 洋 氏 〔内閣府地方創生推進事務局 企画官〕
- ・ 山本 駿介 氏 〔厚生労働省健康局健康課 課長補佐〕

#### テーマ

- ・ 脱炭素社会の実現に向けた農林水産省の取組みについて
- ・ 地域コミュニティの維持に関する現状と施策について
- ・ 健康寿命の延伸や健康増進に関する厚生労働省の取組みについて





## 【参考】 国への提案〔意見書の概要〕

政策提言に向けた調査・審査の過程において、国への提案が必要とされる項目については、意見書として取りまとめることとした。

### 1 空き家の発生抑制と利活用の促進について

〔まちづくり・交通インフラ対策特別委員会〕

本県の空き家は54,200戸と過去20年間で約2倍増加しており、このうち20,400戸が利活用可能な空き家となっているが有効に活用されていない。空き家の発生要因は様々であり、行政やNPO等の民間団体による発生抑制につながる意識醸成の取組みなど所有者に寄り添った支援が必要である。また、地方自治体から空き家対策に取り組むNPO等への所有者情報の提供等の連携した取組みが不足している。さらに、中古住宅である空き家は品質への不安など負の印象が強く、空き家利活用の促進に向けては、中古住宅の流通を促進する施策をより強力に推進する必要があることから、下記の措置を求めるものである。

- (1) 空き家の発生抑制のため、子育て世代や高齢者等それぞれのライフステージに応じた住宅の取得や管理、処分に関する情報発信や相談体制の充実に対する支援を行うこと。
- (2) 空き家対策やまちづくりに取り組むNPO等が活動しやすい環境を整備するなど、中古住宅の流通を促進する施策の拡充を行うこと。
- (3) 中古住宅ならではの魅力や価値を再評価し、中古住宅が住み替えの選択肢として消費者に認識されるよう十分な啓発を行うこと。

### 2 不登校児童生徒等の支援体制の拡充と学習機会の確保に必要な財政支援について

〔生涯健康・子ども支援対策特別委員会〕

近年、不登校状態にある児童生徒等が増加しており、学習機会の喪失が「貧困の連鎖」などの問題の拡大につながるおそれがあることから、不登校児童生徒等への支援体制の充実が求められている。本県では、スクールカウンセラー等の外部専門家を全ての中学校及び県立高等学校に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを派遣するなど支援体制の充実強化に取り組んできた。しかしながら、令和3年度調査によると、本県における不登校児童生徒数は2,040人で令和2年度から441人、約28%増加しており、不登校児童生徒等への支援体制の更なる充実と学習機会の確保は喫緊の課題であるため、下記の措置を求めるものである。

- (1) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員など、不登校児童生徒等の心のケアや家庭環境の改善への支援体制の拡充に必要な財政支援を行うこと。

- (2) 不登校児童生徒等の学習機会の確保のため、学校以外の子どもの居場所となる教育支援センターの設置運営やICTを活用した遠隔教育に必要な教職員等の配置及び教育環境の整備に対する支援を充実すること。

### 3 森林環境譲与税の譲与基準の見直し及び林業・木材産業の活性化対策の推進について

[デジタル化・脱炭素社会対策特別委員会]

2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する森林・林業・木材産業への期待が高まり、森林資源の若返り等に資する林業・木材産業の活性化が求められている。本県では、市町村が森林環境譲与税を活用し、森林整備等に取り組むほか、県においてはスマート林業の普及等に取り組むとともに、県産木材を使用した住宅への支援等林業・木材産業の活性化につながる取組みを推進している。しかし、現在の同税の譲与基準では、山間部で十分な事業財源を確保できない一方で、都市部で十分に活用されない事例も散見されるなど、その効果的な活用が求められている。また、林業・木材産業の活性化のため、国産材の安定供給や生産性の向上及び新たな需要創出に向けた取組みの強化が必要である。このため、下記の措置を求めるものである。

- (1) 森林環境譲与税については、林業に係る財政需要がより大きい地方公共団体が、実情に応じて森林整備や路網整備、林業の担い手確保などに十分にに取り組むことができるよう譲与基準の見直しを行うこと。
- (2) 国産材の安定的な供給体制の確保と生産性向上を図るため、移住者など多様な人材の活用も含めた担い手の確保・育成、高性能林業機械の導入、森林資源・生産管理へのICTやデジタル技術の活用及び路網整備に対する支援等を更に強化すること。
- (3) 国産材の需要拡大を図るため、公共・民間建築物の木造化・木質化、直交集成板を活用した中高層建築物の整備や木質バイオマスエネルギーの利用を一層促進すること。